

第2期岩倉市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

岩 倉 市

はじめに

近年、核家族化の進行や地域への社会的な関わり意識の希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっています。このため、社会全体で子育てしやすい環境を整えることが重要となっています。



このような状況の中、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て家庭の経済的な負担を軽減する取組が進められているところですが、今後も地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

本市では、昭和40年代から保育園や児童館を開設し、子育てしやすいまちづくりに取り組んできました。また、高まる保育需要に 대응していくため、平成24年4月に本市初の私立保育園が開設されたのを始めとし、現在では市内の学校法人や社会福祉法人が運営する認定こども園が3園、私立保育園が1園、小規模保育事業所が2園開設されています。その他にも平成27年度に策定した「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」に基づき、岩倉南小学校と岩倉東小学校、五条川小学校の校内にそれぞれ放課後児童クラブを整備し、放課後児童クラブの需要拡大に対応をするなど、様々な事業を行ってきました。今後も、多様な子育て支援のニーズを把握し、必要となる事業を実施していきます。

本計画は、平成26年度に策定した「岩倉市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）」の進捗状況、近年の社会状況や本市の子育て家庭の現状等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育体制や子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子ども・子育て環境を社会全体で整備することを目的に策定しました。この計画を着実に推進し、計画の基本理念である「安心子育て 健やか子育てのまち いわくら」を実現するためには、行政と子ども・子育て支援事業者だけでなく、市民の皆さんをはじめとする地域社会が一体となって、子ども・子育て支援を行っていく必要がありますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案を賜りました岩倉市子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査にご協力をいただいた皆様、その他ご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

岩倉市長 久保田 桂朗

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
2-1 法的な位置づけ	2
2-2 計画期間	2
第2章 岩倉市の子どもを取り巻く現状と課題	3
1 人口・世帯の状況.....	3
1-1 人口・年齢別人口の状況	3
1-2 世帯の状況	4
1-3 人口構成	5
2 子どもの現状.....	6
2-1 児童人口の推移	6
2-2 出生数・出生率の状況	8
2-3 子どもがいる世帯の状況	9
2-4 ひとり親世帯の状況	10
3 婚姻・就業の状況.....	11
3-1 未婚率の状況	11
3-2 婚姻・離婚の状況	12
3-3 女性の就業状況	13
3-4 男性の就業状況	15
4 保育園・認定こども園・幼稚園の利用状況.....	16
4-1 保育園・認定こども園（保育）の利用状況	16
4-2 幼稚園・認定こども園（教育）の利用状況	17
5 アンケート調査結果からみた子ども・子育ての現状.....	18
5-1 主に子育てを行っている人	19
5-2 子育てに関する不安	20
5-3 母親・父親の就労状況	21
5-4 教育・保育事業の利用状況及び利用意向	22
5-5 地域子育て支援拠点事業等の利用状況及び利用意向.....	23
5-6 地域子育て支援関連事業の認知度	25
5-7 病気の時の対応	26
5-8 一時預かり事業等の利用状況及び利用意向	27
5-9 ショートステイの必要性和対処方法	29

5-10	小学生の放課後の過ごし方	30
5-11	育児休業の取得状況と取得しない理由	33
6	計画策定にあたっての主な課題	36
第3章 基本理念		39
第4章 計画の策定（基本事項）		40
1	将来の児童数	40
2	教育・保育提供区域の設定	41
3	教育・保育の量の見込と確保方策	42
	(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）	42
	(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）	44
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	47
	(1) 延長保育（時間外保育）事業	47
	(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）	48
	(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）	49
	(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	50
	(5) 病児・病後児保育事業	51
	(6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	53
	(7) 放課後児童健全育成事業	54
	(8) 放課後子ども教室	58
	(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	60
	(10) 利用者支援事業	61
	(11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	63
	(12) 養育支援訪問事業	64
	(13) 妊婦健康診査	65
	(14) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業	66
	(15) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	66
5	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保	67
	(1) 岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な 接続の推進）	67
	(2) 一元的な組織体制による教育・保育の一体的な提供	67
6	その他の子ども・子育て支援施策	69
6-1	産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保	69
6-2	子どもと親の健康の保持・増進	70
	(1) 妊婦や母親、子どもの健康の保持・増進	70
	(2) 未熟児養育医療費及び不妊治療費等の助成制度の周知	71

6-3	子どもの支援に専門的な知識及び技術を要する場合の愛知県の施策との連携	72
(1)	児童虐待防止対策の充実	72
(2)	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもへの適切な対応.....	73
(3)	ひとり親家庭に対する生活支援	74
(4)	障がい児の健全な成長の促進	75
(5)	外国につながる幼児への支援・配慮	77
6-4	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携	78

第5章 計画の推進..... 80

1	計画の推進体制.....	80
2	計画の進行管理.....	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国では、急激な少子化の進行及び家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境をつくるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、これに基づいて総合的な取組を進めました。平成24年8月には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指す子ども・子育て支援法等が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。さらに令和元年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化等を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進めています。

しかしながら、家族構成や働き方の変化による子育てに対する不安や教育・保育ニーズの高まり等、子どもや子育てをめぐる様々な課題に取り組む必要があります。これらの課題に対応し、地域の子ども・子育て支援を総合的、効率的に提供し続けるために、子ども・子育て支援法第61条において、市町村では5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

本市は、平成22年度に策定した「第4次岩倉市総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）において、まちづくり戦略の一つとして“子育て世代の移住・定住（世代循環）を促す”を掲げるとともに、平成23年度には「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、岩倉型の幼保連携の実現に取り組んできました。平成26年度に「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」、平成27年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定し、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に努めてきました。さらに、「岩倉市子ども条例」に基づく「岩倉市子ども行動計画」を平成29年度に改定し、子どもの権利保障の理念を実現していくための取組も進めています。

本市では、子育て家庭へのアンケート調査結果や第1期計画の評価等をもとに子どもを取り巻く現状と今後の施策・事業の方向性について、「岩倉市子ども・子育て会議」において検討を進め、新たに「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これは本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策の計画的な実施をめざすものです。

2 計画の位置づけ

2-1 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。同法第77条第1項に基づき設置した「岩倉市子ども・子育て会議」の意見を聴取して策定しました。

また、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、本市の上位計画である「第4次岩倉市総合計画」や、「健康いわくら21（第2次）」、「岩倉市障がい者計画（第5期）」等の関連計画と整合性を図りました。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画の内容を含むものとします。

2-2 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、必要に応じて、計画期間中に本計画の内容を見直すこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
------------	------------	------------	------------	-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

岩倉市子ども・子育て支援事業計画

第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

第2章 岩倉市の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

1-1 人口・年齢別人口の状況

本市の人口は平成2年以降、増加傾向にありましたが、平成17年の47,926人をピークに減少に転じました。その後、平成27年には再び増加に転じています。

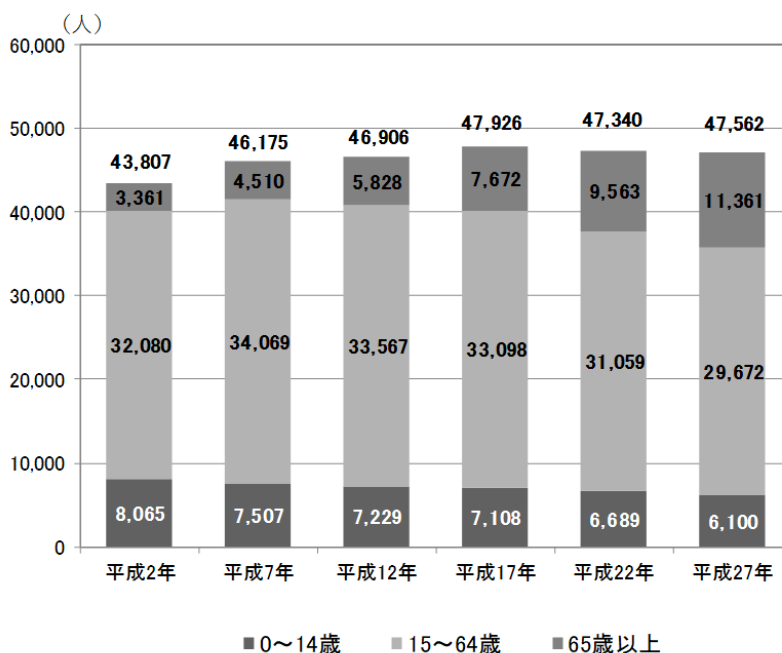
年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は平成2年以降、一貫して減少傾向が続いています。15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、平成7年以降減少傾向が続いています。一方で、65歳以上の老年人口は平成2年以降増加を続けており、平成27年には平成2年の3倍以上となっています。

図表1 総人口・年齢3区分別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340	47,562
0～14歳（人）	8,065	7,507	7,229	7,108	6,689	6,100
15～64歳（人）	32,080	34,069	33,567	33,098	31,059	29,672
65歳以上（人）	3,361	4,510	5,828	7,672	9,563	11,361

資料：国勢調査
※総人口には年齢不詳を含む

図表2 総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査
※総人口には年齢不詳を含む

1-2 世帯の状況

本市の世帯数は、平成2年以降増加し続けており、平成27年には20,000世帯を超えて、最も多くなっています。

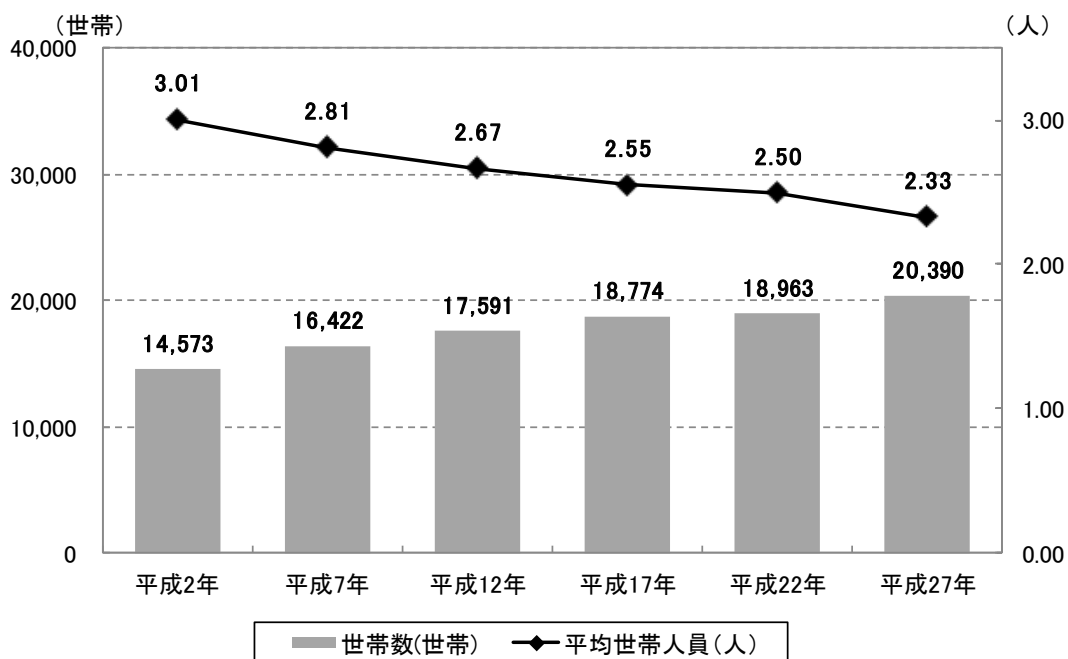
世帯数の増加に対して、人口は減少が続いていたことから、平均世帯人員は平成27年には2.33人と最も少なくなっています。

図表3 世帯数・平均世帯人員の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数(世帯)	14,573	16,422	17,591	18,774	18,963	20,390
平均世帯人員(人)	3.01	2.81	2.67	2.55	2.50	2.33

資料：国勢調査

図表4 世帯数・平均世帯人員の推移

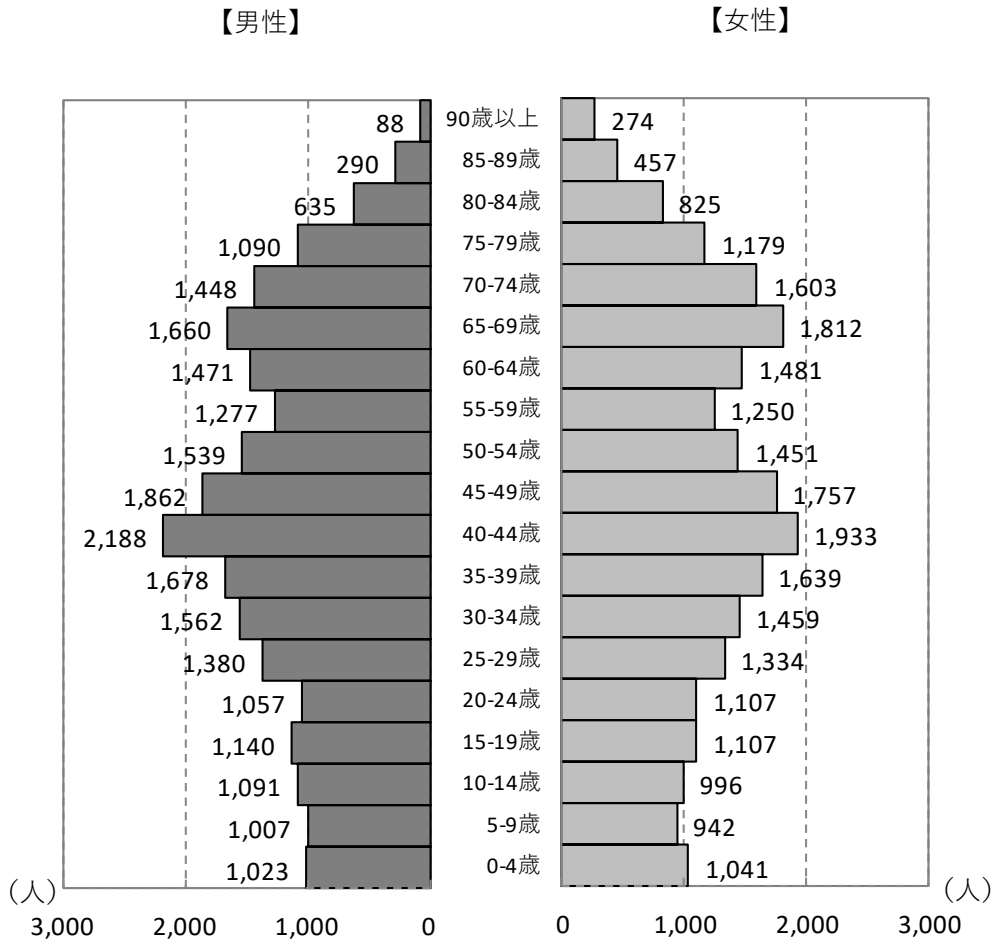


資料：国勢調査

1-3 人口構成

本市の人口構成については、男女とも40歳代前半が最も多くなっています。
24歳以下の人口は、各世代男女ともに1,000人前後となっています。

図表 5 5歳階級別人口



資料：平成27年国勢調査

2 子どもの現状

2-1 児童人口の推移

本市の児童人口（18歳未満）は緩やかな減少傾向にあり、平成25年と平成31年を比較すると、452人減少しています。

特に、12～14歳、9～11歳、0～5歳の減少幅が大きく、それぞれ147人、96人、92人減少しています。

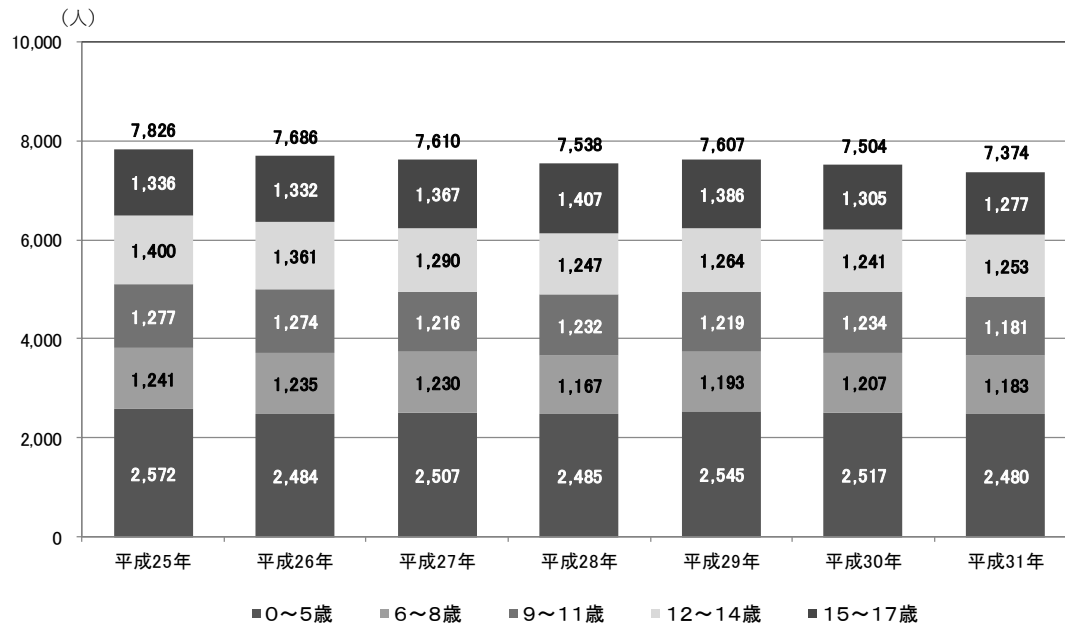
図表 6 年齢別児童人口の推移

(単位：人)

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成25年と 平成31年の差
0歳	437	411	464	435	498	438	426	△ 11
1歳	429	417	431	462	435	483	405	△ 24
2歳	449	421	397	394	435	418	451	2
3歳	420	432	412	387	393	423	398	△ 22
4歳	420	391	425	400	377	385	417	△ 3
5歳	417	412	378	407	407	370	383	△ 34
小計	2,572	2,484	2,507	2,485	2,545	2,517	2,480	△ 92
6歳	432	403	406	374	405	408	368	△ 64
7歳	406	428	393	403	382	416	408	2
8歳	403	404	431	390	406	383	407	4
小計	1,241	1,235	1,230	1,167	1,193	1,207	1,183	△ 58
9歳	428	404	394	432	390	406	382	△ 46
10歳	440	427	405	388	437	391	403	△ 37
11歳	409	443	417	412	392	437	396	△ 13
小計	1,277	1,274	1,216	1,232	1,219	1,234	1,181	△ 96
12歳	448	403	435	411	416	397	437	△ 11
13歳	508	451	403	431	413	420	399	△109
14歳	444	507	452	405	435	424	417	△ 27
小計	1,400	1,361	1,290	1,247	1,264	1,241	1,253	△147
15歳	418	447	509	452	409	435	424	6
16歳	468	419	440	512	457	408	440	△ 28
17歳	450	466	418	443	520	462	413	△ 37
小計	1,336	1,332	1,367	1,407	1,386	1,305	1,277	△ 59
合計	7,826	7,686	7,610	7,538	7,607	7,504	7,374	△452

資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）
各年4月1日現在

図表 7 年齢別児童人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）
各年4月1日現在

2-2 出生数・出生率の状況

本市の出生数・出生率は、平成21年から平成25年までは減少傾向にありましたが、平成25年以降は増加傾向に転じています。平成26年以降は、愛知県、全国よりも高い値で推移しています。

図表 8 出生数・出生率の推移

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
岩倉市	出生数(人)	488	492	473	441	421	437	451	473
	出生率(‰)	10.1	10.4	10.0	9.4	9.1	9.4	9.5	9.9
愛知県	出生数(人)	69,768	69,872	68,973	67,913	66,825	65,218	65,615	64,226
	出生率(‰)	9.7	9.6	9.5	9.3	9.2	8.9	9.0	8.8
全国	出生数(人)	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978
	出生率(‰)	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8

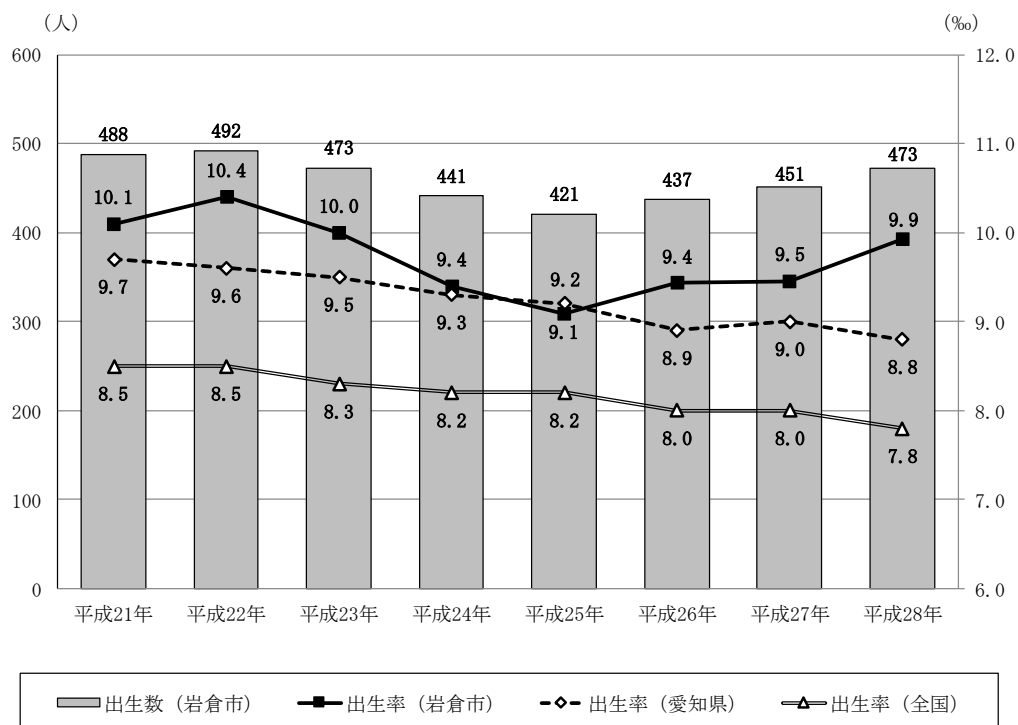
資料：愛知県衛生年報

※出生率＝出生数/人口×1,000（人口1,000人当たり出生数）

※出生数は年間に届けられた数

※出生率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

図表 9 出生数・出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

※出生率＝出生数/人口×1,000（人口1,000人当たり出生数）

※出生数は年間に届けられた数

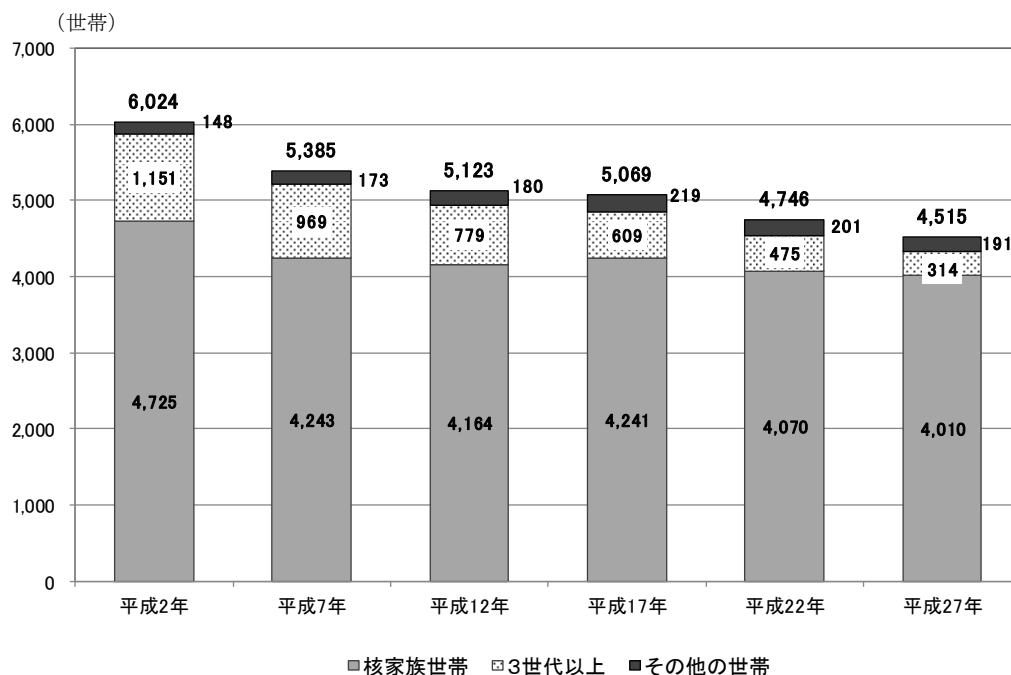
※出生率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

2-3 子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の世帯員がいる世帯の状況は、平成2年以降減少傾向にあります。

平成2年には6,024世帯ありましたが、平成27年には4,515世帯と約1,500世帯減少しています。特に「3世代家族」が減少しており、平成2年には1,151世帯ありましたが、平成27年には314世帯とかなり減少しています。

図表 10 子どもがいる世帯の状況



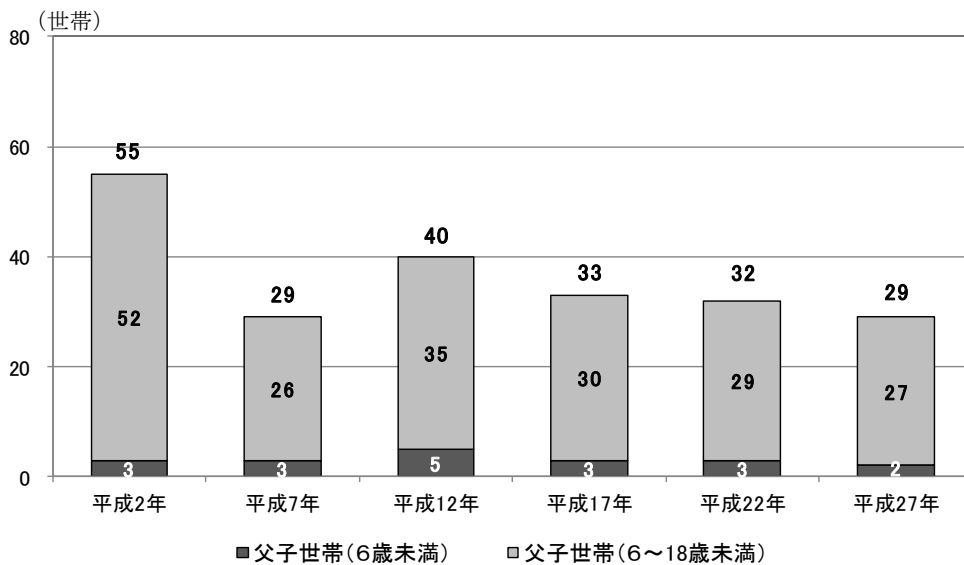
資料：国勢調査

2-4 ひとり親世帯の状況

本市の18歳未満の世帯員がいるひとり親世帯の状況について、父子家庭は、平成2年から平成12年にかけて変動があるものの、平成17年以降は30世帯前後で推移しています。

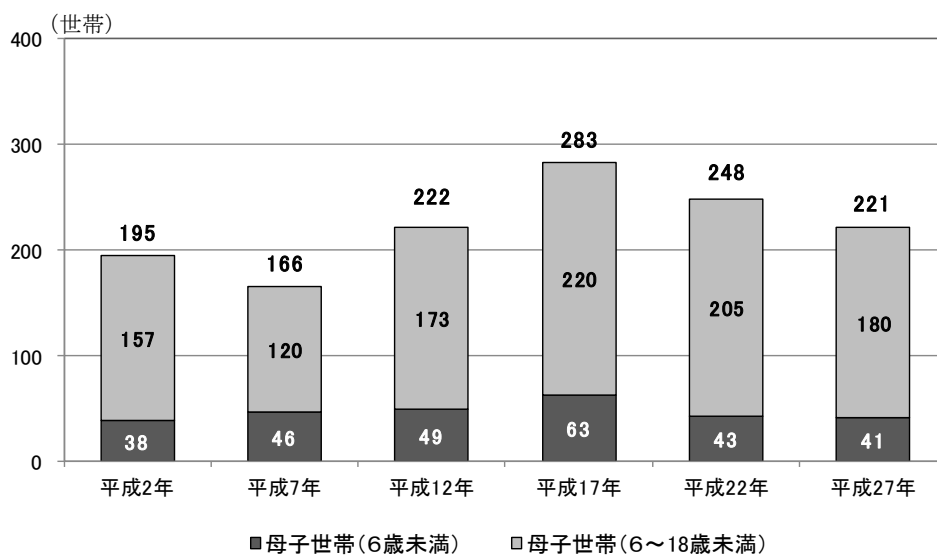
母子家庭は、平成2年から平成17年にかけて変動はあるものの、増加傾向にありましたが、平成17年以降は減少傾向に転じています。

図表 11 ひとり親世帯（父子家庭）の状況



資料：国勢調査

図表 12 ひとり親世帯（母子家庭）の状況



資料：国勢調査

3 婚姻・就業の状況

3-1 未婚率の状況

本市の20～39歳の未婚率の推移を男女別・年齢別にみると、平成17年以降、男女とも34歳未満ではやや上げ止まりの傾向が見られます。35～39歳の男女は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成22年から平成27年にかけてやや減少しています。

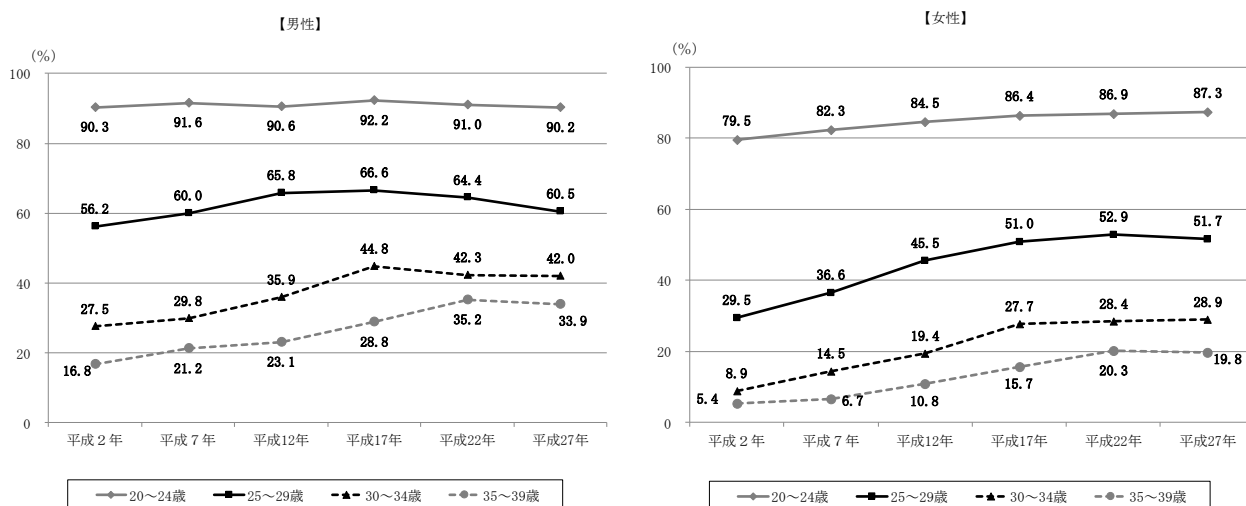
図表 13 男女別未婚率推移（20～39歳）

(単位：%)

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	男性	90.3	91.6	90.6	92.2	91.0	90.2
	女性	79.5	82.3	84.5	86.4	86.9	87.3
25～29歳	男性	56.2	60.0	65.8	66.6	64.4	60.5
	女性	29.5	36.6	45.5	51.0	52.9	51.7
30～34歳	男性	27.5	29.8	35.9	44.8	42.3	42.0
	女性	8.9	14.5	19.4	27.7	28.4	28.9
35～39歳	男性	16.8	21.2	23.1	28.8	35.2	33.9
	女性	5.4	6.7	10.8	15.7	20.3	19.8

資料：国勢調査

図表 14 男女別未婚率推移（20～39歳）



資料：国勢調査

3-2 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻の状況は、増減を繰り返していますが、平成23年以降300件前後で推移しています。

一方、離婚の状況も増減を繰り返して、80件前後で推移しています。

図表 15 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
婚姻件数 (件)	344	327	354	279	303	299	335	316	331	296	
婚姻率 (‰)	岩倉市	7.1	6.8	7.5	5.9	6.5	6.4	7.2	6.6	6.9	6.2
	愛知県	6.5	6.3	6.2	5.8	5.9	5.8	5.7	5.6	5.6	5.5
	全国	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
離婚件数 (件)	76	99	89	83	97	92	96	87	78	78	
離婚率 (‰)	岩倉市	1.6	2.1	1.9	1.8	2.1	2.0	2.1	1.8	1.6	1.6
	愛知県	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
	全国	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7

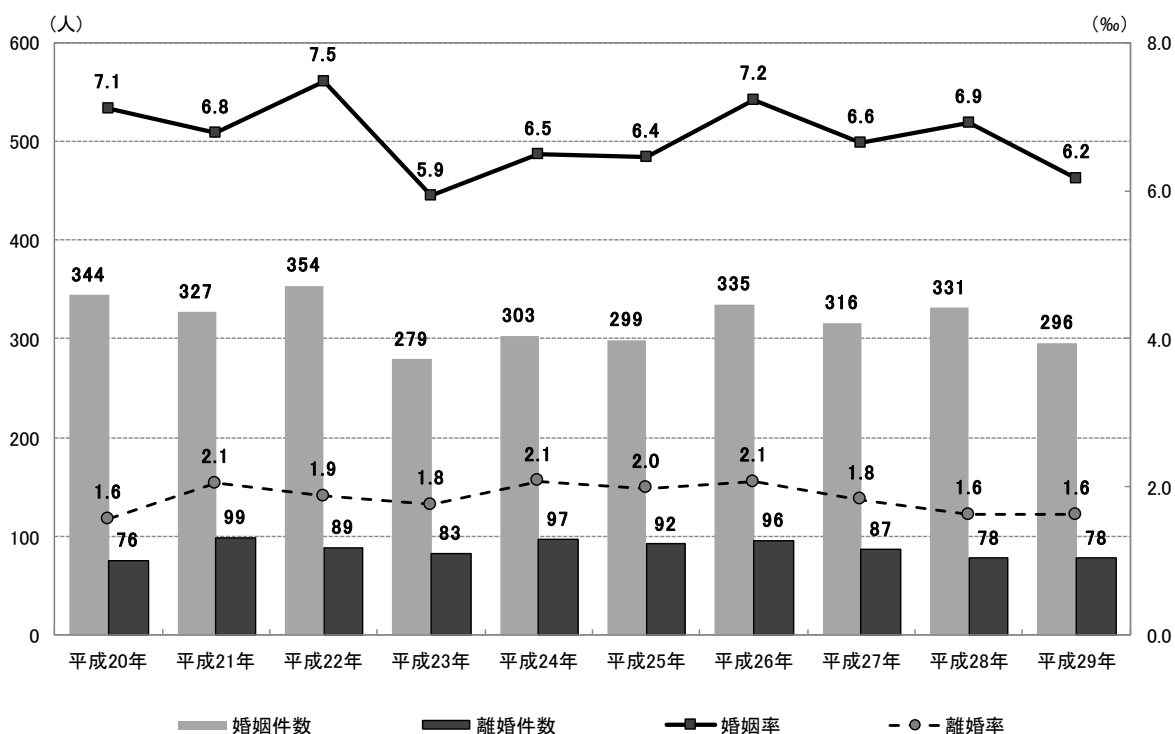
資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数/人口×1,000 (人口1,000人当たり離婚件数)

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

図表 16 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移



資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数/人口×1,000 (人口1,000人当たり離婚件数)

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

3-3 女性の就業状況

女性の就業状況を見ると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられ、30～34歳、35～39歳で、その前後の年代に比べて就業率が低くなっています。ただし、30～34歳の平成27年の就業率は平成12年から平成22年に比べて最も高くなっています。35～39歳の就業率は平成17年、平成22年に比べてやや低くなっています。

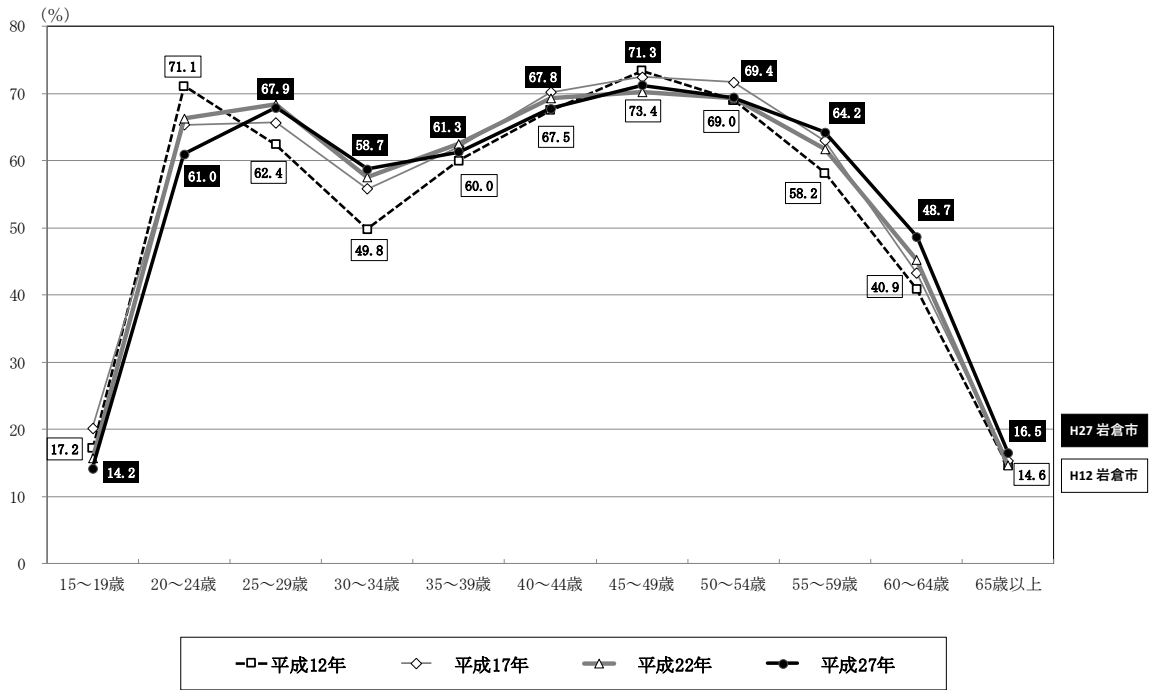
愛知県や国と比較すると、30～34歳、35～39歳は愛知県、国に比べてやや低い状況です。

図表 17 女性の年齢別就業人口の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年 (愛知県)	平成27年 (全国)	
女性人口 (15歳以上)	(人)	19,752	20,426	20,577	20,668	3,209,532	56,874,386	
女性就業人口総数	(人)	10,072	10,368	9,900	9,707	1,548,335	25,841,333	
女性の就業率	(%)	51.0	50.8	48.1	47.0	48.2	45.4	
年 齢 別 就 業 人 口	15～19歳	(人)	204	222	174	157	27,340	376,455
		(%)	17.2	20.2	15.7	14.2	15.0	12.9
	20～24歳	(人)	1,043	817	748	675	117,105	1,711,339
		(%)	71.1	65.4	66.3	61.0	63.7	58.6
	25～29歳	(人)	1,376	1,123	972	906	138,278	2,152,344
		(%)	62.4	65.7	68.4	67.9	69.9	68.2
	30～34歳	(人)	1,014	1,206	1,011	857	136,782	2,282,700
		(%)	49.8	55.8	57.6	58.7	61.7	63.3
	35～39歳	(人)	925	1,201	1,270	1,005	157,657	2,636,097
		(%)	60.0	62.1	62.5	61.3	63.4	64.1
	40～44歳	(人)	876	1,071	1,229	1,310	205,971	3,273,263
		(%)	67.5	70.2	69.3	67.8	69.2	67.9
	45～49歳	(人)	1,169	968	1,033	1,252	185,414	3,030,508
		(%)	73.4	72.5	70.3	71.3	72.0	70.3
	50～54歳	(人)	1,370	1,146	897	1,007	162,434	2,785,960
		(%)	69.0	71.7	69.3	69.4	71.3	70.3
	55～59歳	(人)	1,045	1,230	954	803	131,858	2,462,572
		(%)	58.2	63.0	61.8	64.2	66.1	65.0
	60～64歳	(人)	577	757	855	721	112,616	2,114,169
		(%)	40.9	43.3	45.3	48.7	51.0	49.1
65歳以上	(人)	473	627	757	1,014	172,880	3,015,926	
	(%)	14.6	15.3	14.7	16.5	17.8	15.9	

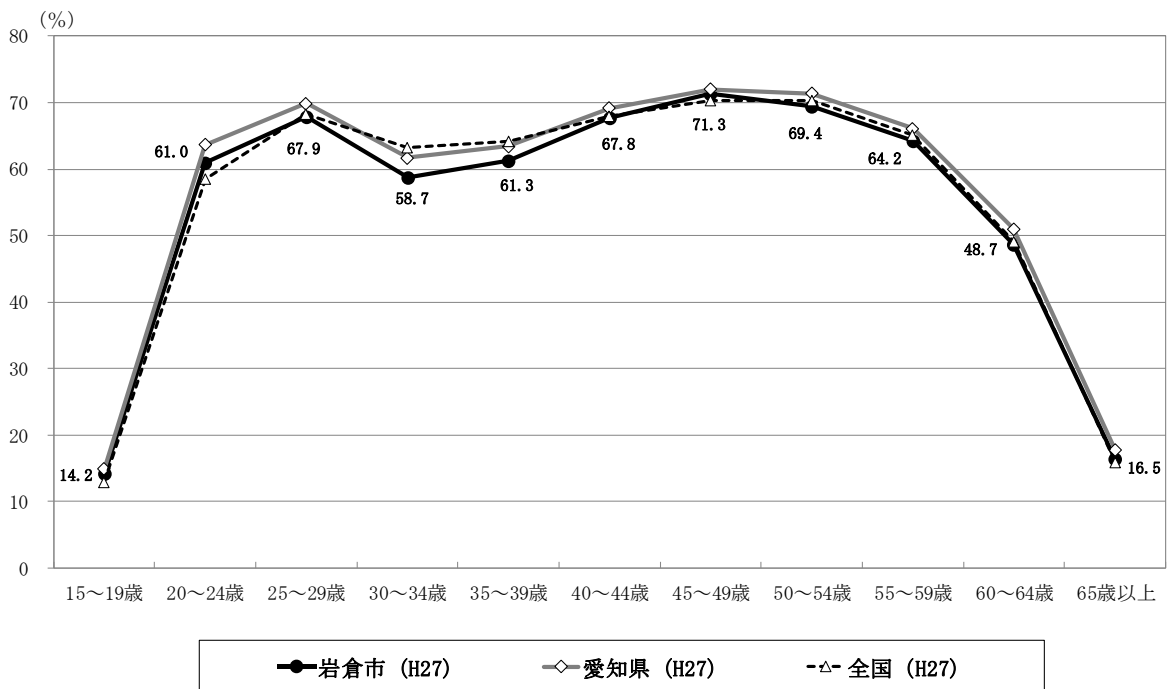
資料：国勢調査

図表 18 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

図表 19 女性の年齢別就業率比較（岩倉市・愛知県・全国）



資料：国勢調査

3-4 男性の就業状況

男性の就業状況を見ると、平成22年から平成27年にかけて就業人口は788人減少し、就業率は64.3%と低くなっています。

平成27年の就業率を平成17年、平成22年と比較すると、60歳以上を除く全ての年代で就業率が低くなっています。

図表 20 男性の年齢別就業人口の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年 (愛知県)	平成27年 (全国)	
男性人口 (15歳以上)	(人)	19,643	20,344	20,045	20,365	3,169,888	52,879,791	
男性就業人口総数	(人)	15,184	14,816	13,891	13,103	2,120,276	33,077,703	
男性の就業率	(%)	77.3	72.8	69.3	64.3	66.9	62.6	
年 齢 別 就 業 人 口	15～19歳	(人)	205	208	145	141	32,691	408,468
		(%)	17.7	18.8	13.8	12.4	16.8	13.2
	20～24歳	(人)	1,058	792	682	639	129,968	1,730,673
		(%)	74.8	68.5	63.9	60.5	65.1	56.8
	25～29歳	(人)	2,051	1,419	1,229	1,082	185,141	2,505,760
		(%)	91.2	84.2	85.2	78.4	83.4	77.0
	30～34歳	(人)	2,049	2,142	1,532	1,308	208,065	2,978,466
		(%)	93.3	89.2	89.0	83.7	85.6	80.8
	35～39歳	(人)	1,653	1,784	1,979	1,427	233,269	3,504,005
		(%)	94.8	89.9	89.0	85.0	87.2	83.3
	40～44歳	(人)	1,249	1,554	1,712	1,857	280,088	4,152,566
		(%)	94.8	92.0	89.6	84.9	88.0	84.5
	45～49歳	(人)	1,506	1,298	1,418	1,549	243,820	3,682,741
		(%)	93.9	93.3	90.5	83.2	88.2	84.6
	50～54歳	(人)	1,834	1,498	1,202	1,306	212,229	3,398,539
		(%)	93.7	91.1	90.4	84.9	88.7	85.6
	55～59歳	(人)	1,696	1,744	1,364	1,104	180,664	3,177,082
		(%)	90.4	89.2	88.5	86.5	88.0	85.2
	60～64歳	(人)	1,001	1,220	1,289	1,087	162,991	3,029,750
		(%)	65.4	68.9	72.0	73.9	75.8	73.0
65歳以上	(人)	882	1,157	1,339	1,603	251,350	4,509,653	
	(%)	33.9	32.5	30.5	30.8	31.9	31.1	

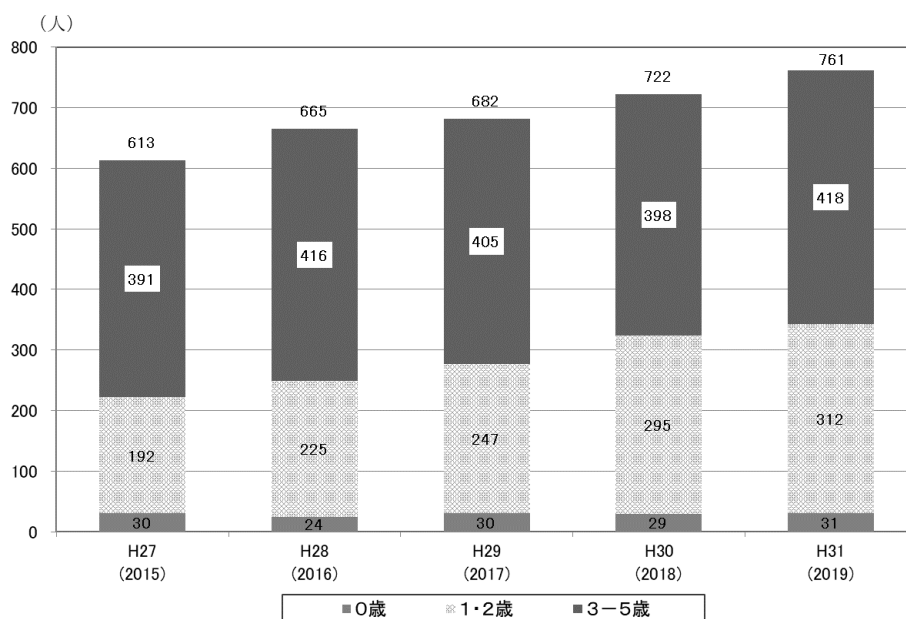
資料：国勢調査

4 保育園・認定こども園・幼稚園の利用状況

4-1 保育園・認定こども園（保育）の利用状況

本市の平成27年から平成31年に保育園・認定こども園（保育）に通っている園児数をみると、毎年園児数は増加しています。特に1・2歳の園児数が急激に多くなっており、平成31年には312人であり、平成27年に比べて120人増加しています。

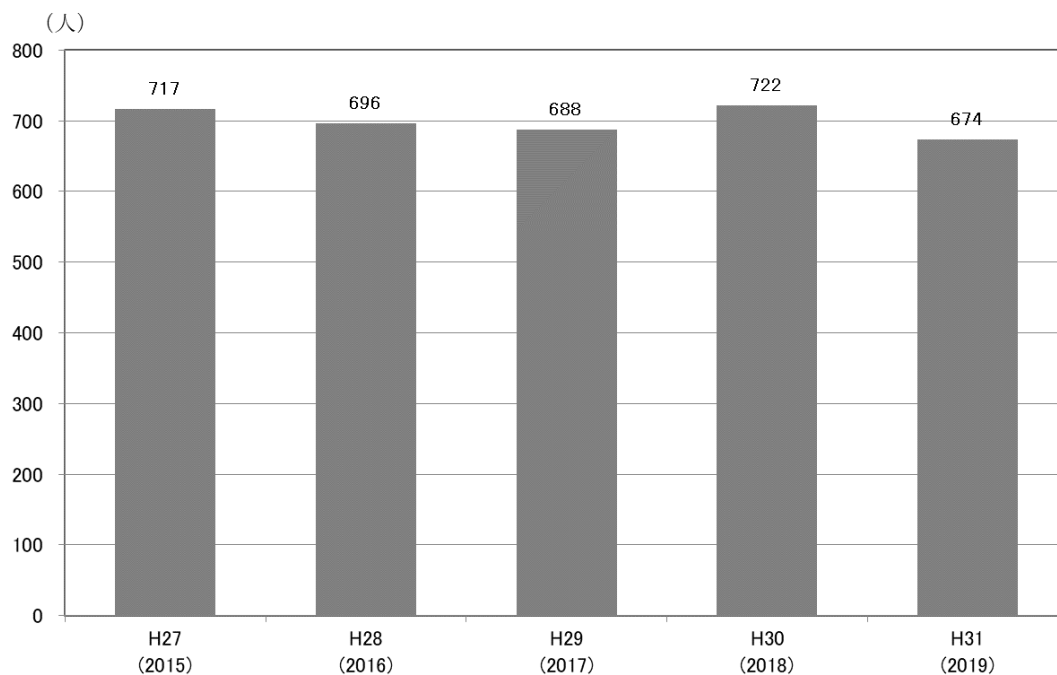
図表 21 年齢3段階別保育園・認定こども園（保育）の園児数の推移



4-2 幼稚園・認定こども園（教育）の利用状況

本市の平成 27 年から平成 31 年の間に市内の幼稚園・認定こども園（教育）に通っている園児数をみると、園児数は 700 人前後でほぼ横ばいで推移しています。

図表 22 幼稚園・認定こども園（教育）の園児数の推移



5 アンケート調査結果からみた子ども・子育ての現状

岩倉市では、幼稚園や保育園、その他の子育て支援サービスについての現在の利用状況及び今後の利用意向を把握した上で、本計画の策定にあたり基礎資料として活用することを目的として、0歳児から5歳児の子どもがいるすべての保護者及び岩倉市内の小学校に在籍する小学1年生から5年生のすべての保護者を対象として、平成30(2018)年11月から12月にかけてアンケート調査を実施しました。

調査概要は以下の表に示すとおりです。

①未就学児（子ども・子育て支援についてのアンケート調査）

図表 23 配布・回収状況（未就学児：日本人・外国人調査）

調査票の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
日本人調査	1,951	1,428	73.2%
外国人調査 (外国語版・ふりがな付き調査票)	114	39	34.2%
合計	2,065	1,466	71.0%

※無効5票（日本人）を除く。

②小学生（お子さんの放課後の過ごし方についてのアンケート調査）

図表 24 配布・回収状況（小学生）

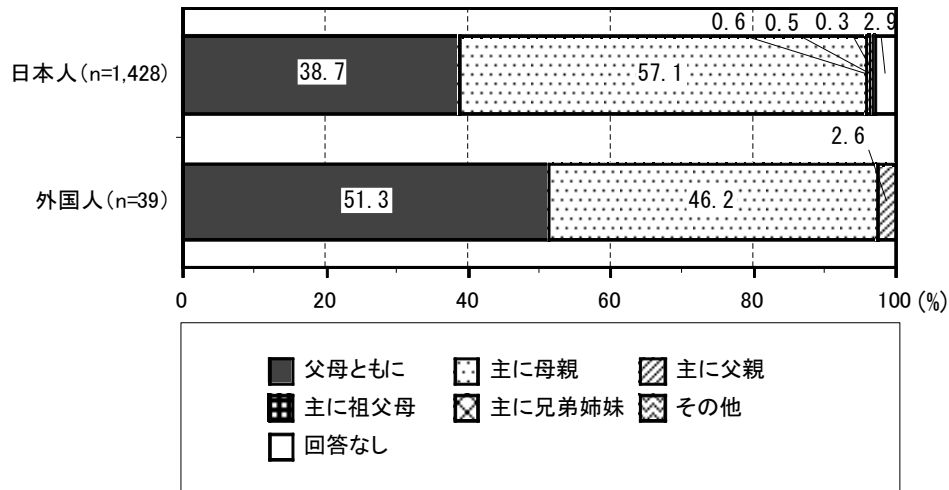
小学校	配布数	有効回収数	有効回収率	学年	配布数	有効回収数	有効回収率
岩倉北	590	572	96.9%	1年生	407	356	87.5%
岩倉南	422	361	85.5%	2年生	409	364	89.0%
岩倉東	122	81	66.4%	3年生	377	340	90.2%
五条川	328	283	86.3%	4年生	403	373	92.6%
曾野	525	489	93.1%	5年生	391	359	91.8%
不明	-	10	-	不明	-	4	-
合計	1,987	1,796	90.4%	合計	1,987	1,796	90.4%

※無効6票を除く。

5-1 主に子育てを行っている人

子育てを主に行っているのは、日本人は「主に母親」が57.1%と最も多く、次いで「父母ともに」が38.7%の順となっています。外国人は「父母ともに」が51.3%で最も多く、次いで「主に母親」が46.2%の順となっています。

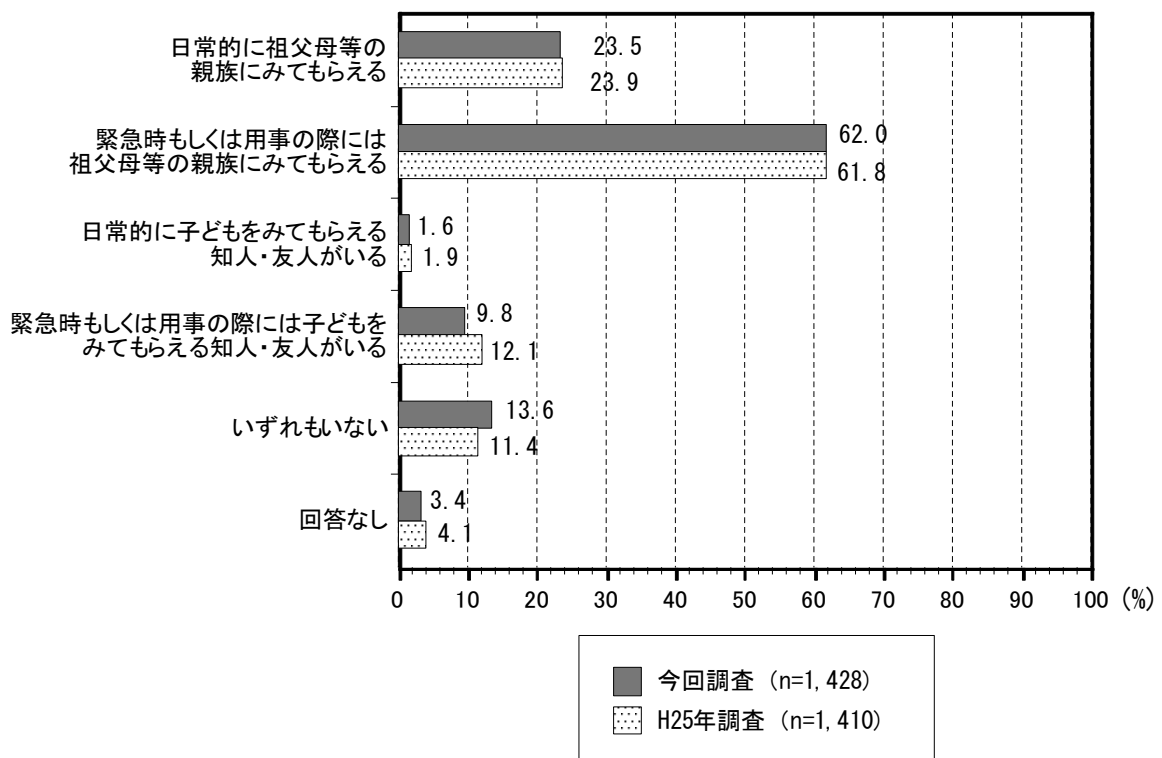
図表 25 主に子育てを行っている人



「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は23.5%、「日常的に子どもをみてもらえる知人・友人がいる」は1.6%となっています。

日常的にも、緊急時もしくは用事の際にも、子どもをみてもらえる人がいないとの回答は13.6%となっています。

図表 26 子どもをみてもらえる環境（経年比較）

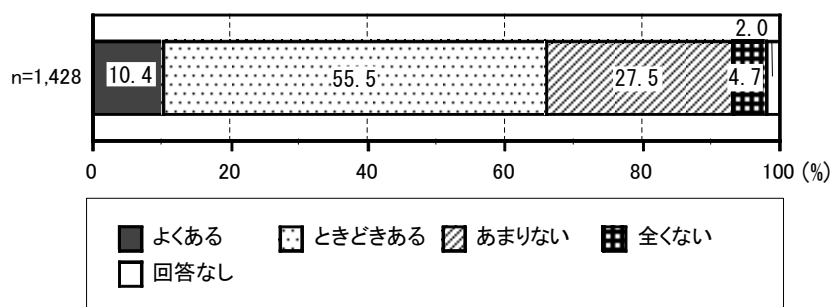


5-2 子育てに関する不安

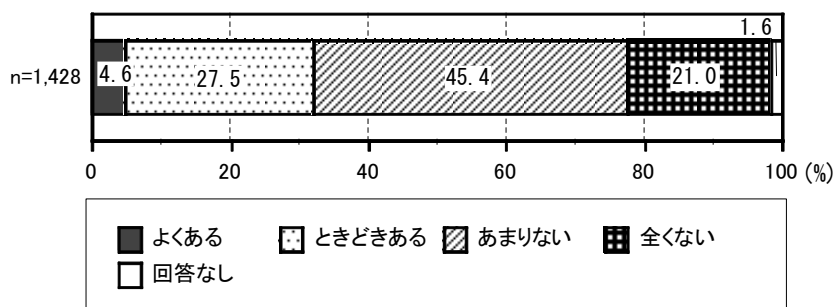
子育てに関して、65.9%が“子育てについて不安を感じることもある（「よくある」+「ときどきある」の合計）”と回答しています。

また、32.1%の回答者が、“子育てをしていて、孤独感や孤立感を感じることもある（「よくある」+「ときどきある」の合計）”と回答しています。

図表 27 子育てに関する不安



図表 28 子育てにおける孤独感・孤立感



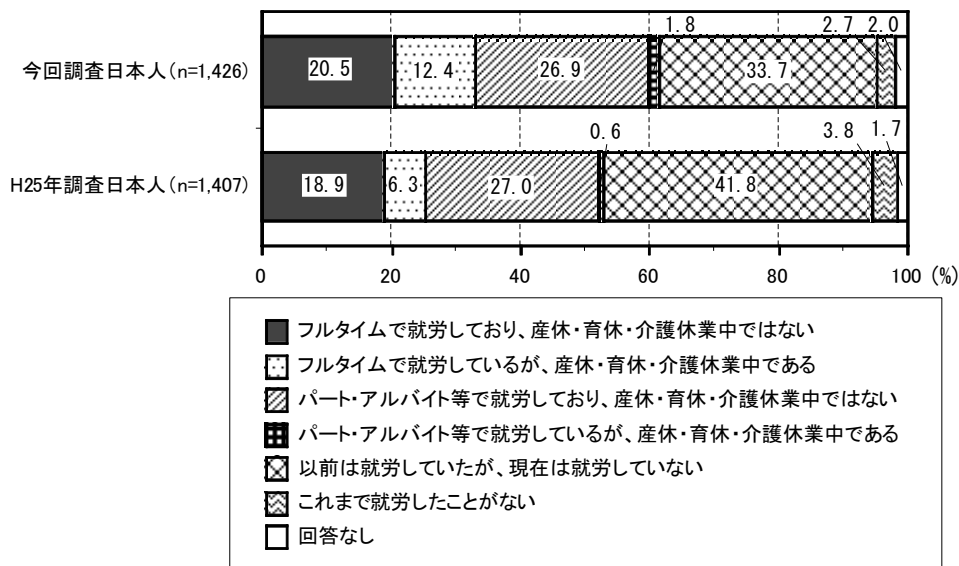
5-3 母親・父親の就労状況

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」33.7%が最も多く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.9%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.5%となっています。

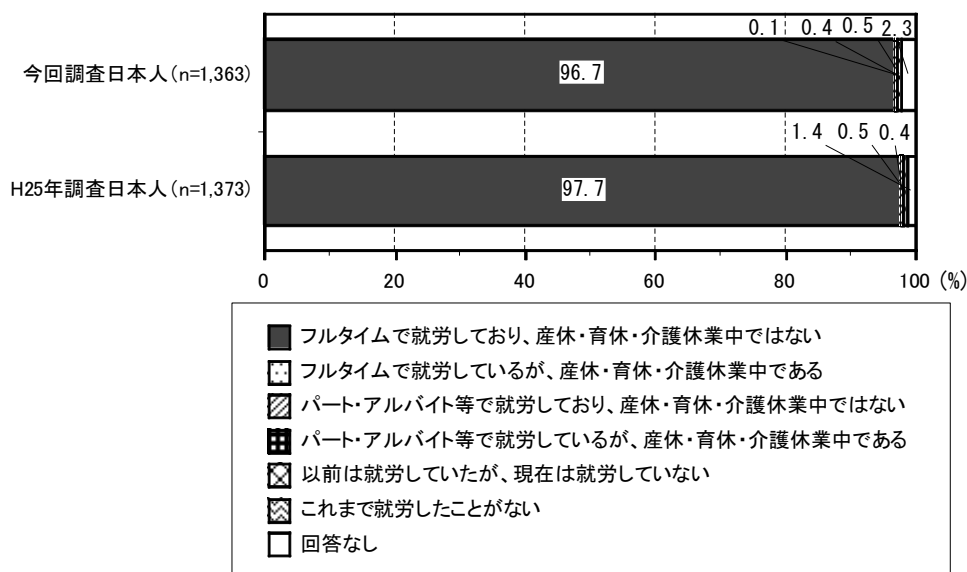
平成25年調査（前回調査）と比較して、“フルタイムで就労している”母親の割合は7.7ポイント上昇した一方で、“就労していない”母親の割合は9.2ポイント低下しています。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が96.7%と最も多く、前回調査と比較しても大きな変化はありません。

図表 29 母親の就労状況（日本人：経年比較）



図表 30 父親の就労状況（日本人：経年比較）

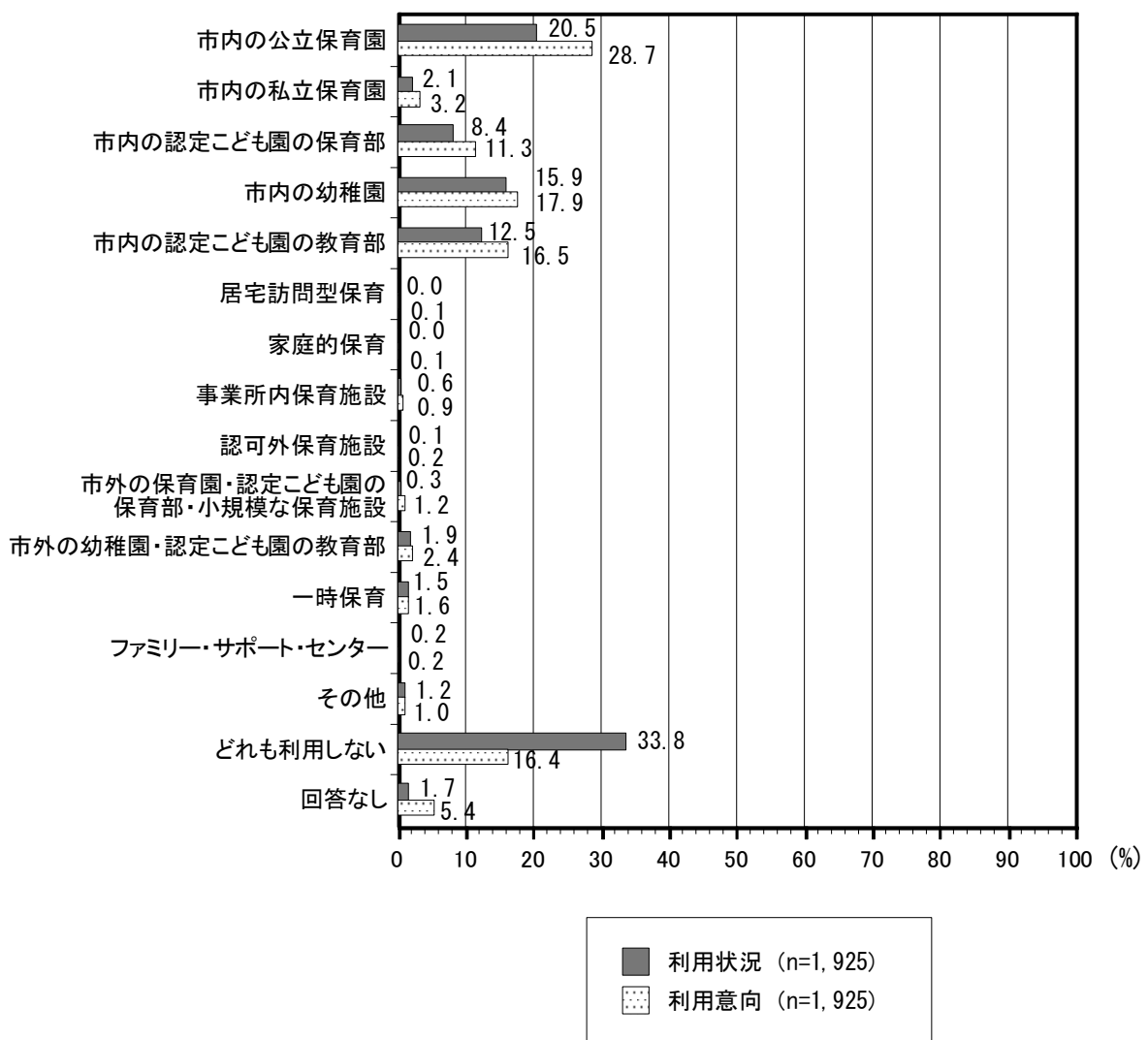


5-4 教育・保育事業の利用状況及び利用意向

利用している事業については、「市内の公立保育園」が20.5%で最も多く、次いで「市内の幼稚園」が15.9%、「市内の認定こども園の教育部」が12.5%、「市内の認定こども園の保育部」が8.4%、「市内の私立保育園」が2.1%の順となっています。

利用したい事業については、「市内の公立保育園」が28.7%で最も多く、次いで「市内の幼稚園」が17.9%、「市内の認定こども園の教育部」が16.5%、「市内の認定こども園の保育部」が11.3%、「市内の私立保育園」が3.2%の順となっています。

図表 31 教育・保育事業の利用状況及び利用意向

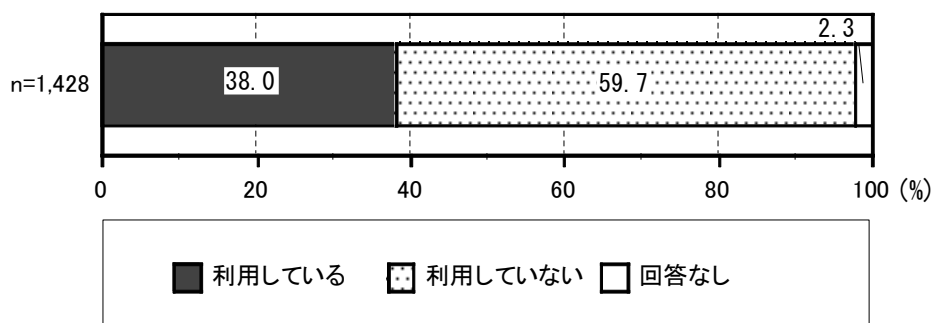


5-5 地域子育て支援拠点事業等の利用状況及び利用意向

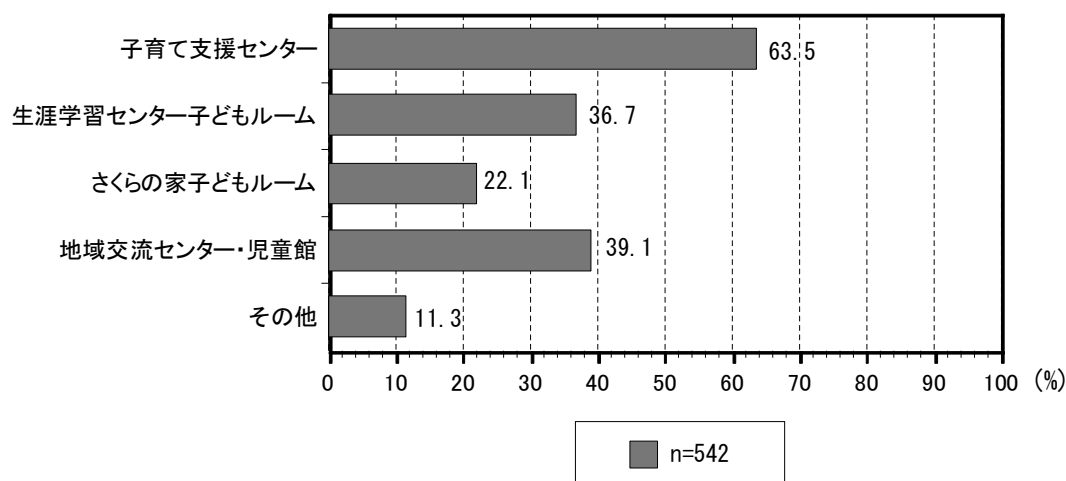
地域子育て支援拠点事業等を「利用している」との人は38.0%で、その内訳をみると、「子育て支援センター」が63.5%、「地域交流センター・児童館」が39.1%、「生涯学習センターの子どもルーム」が36.7%、「さくらの家の子どもルーム」が22.1%となっています。

また、「(今後は、または、今後も継続して) 利用したい」人は43.7%で、その内訳をみると、利用したい事業は、「子育て支援センター」が56.9%と半数を超えており、次いで「地域交流センター・児童館」の46.3%、「生涯学習センターの子どもルーム」が30.3%、「さくらの家の子どもルーム」が23.6%となっています。

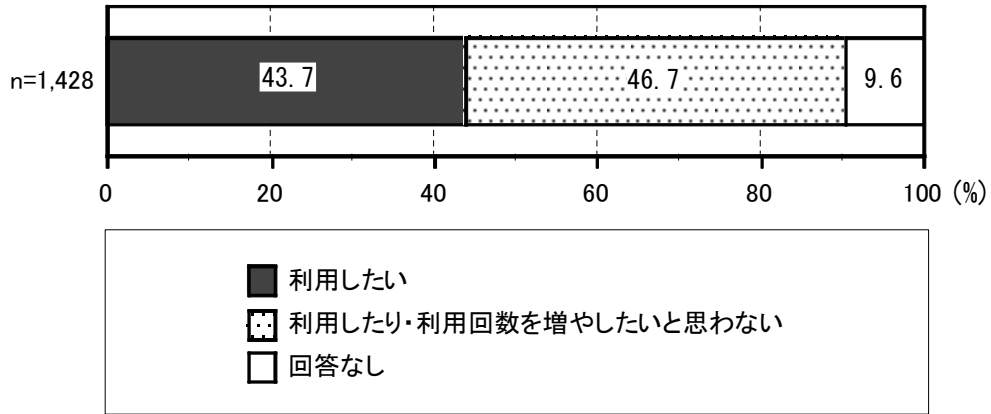
図表 32 地域子育て支援拠点事業等の利用の有無



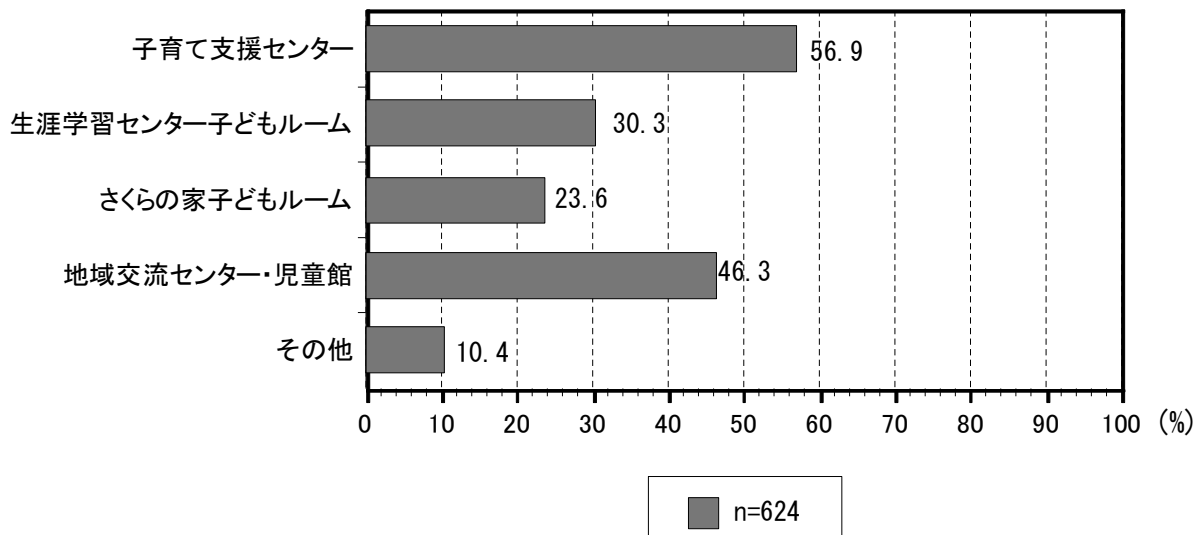
図表 33 地域子育て支援拠点事業等の利用状況



図表 34 地域子育て支援拠点事業等の利用意向の有無



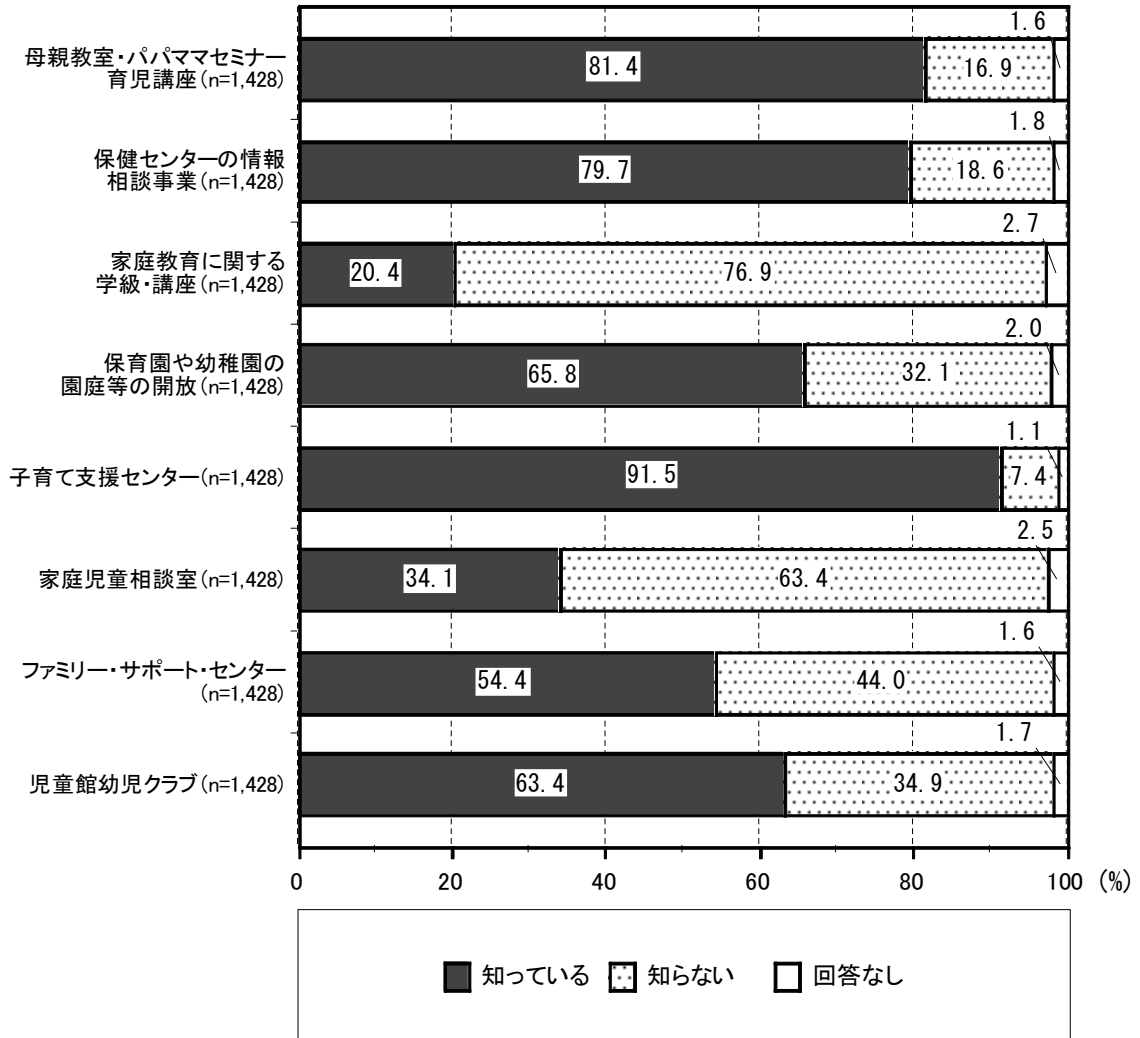
図表 35 地域子育て支援拠点事業等の利用意向



5-6 地域子育て支援関連事業の認知度

地域子育て支援関連事業の認知度は「子育て支援センター」が91.5%と最も高く、次いで「母親教室・パパママセミナー・育児講座」の81.4%、「保健センターの情報・相談事業」が79.7%の順となっています。

図表 36 地域子育て支援拠点事業等の認知度

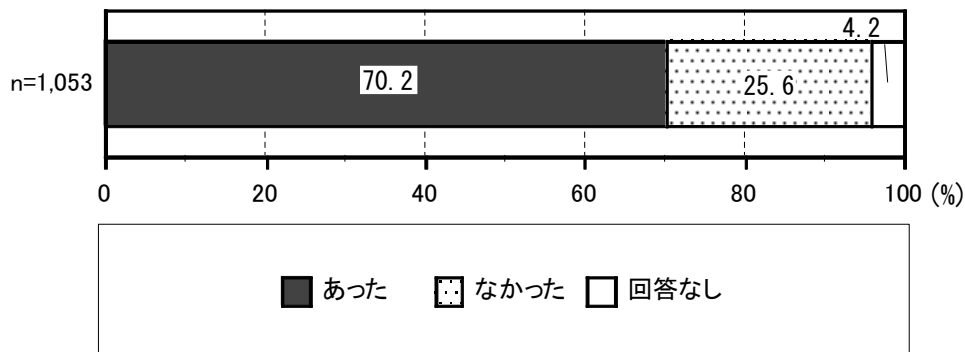


5-7 病気の時の対応

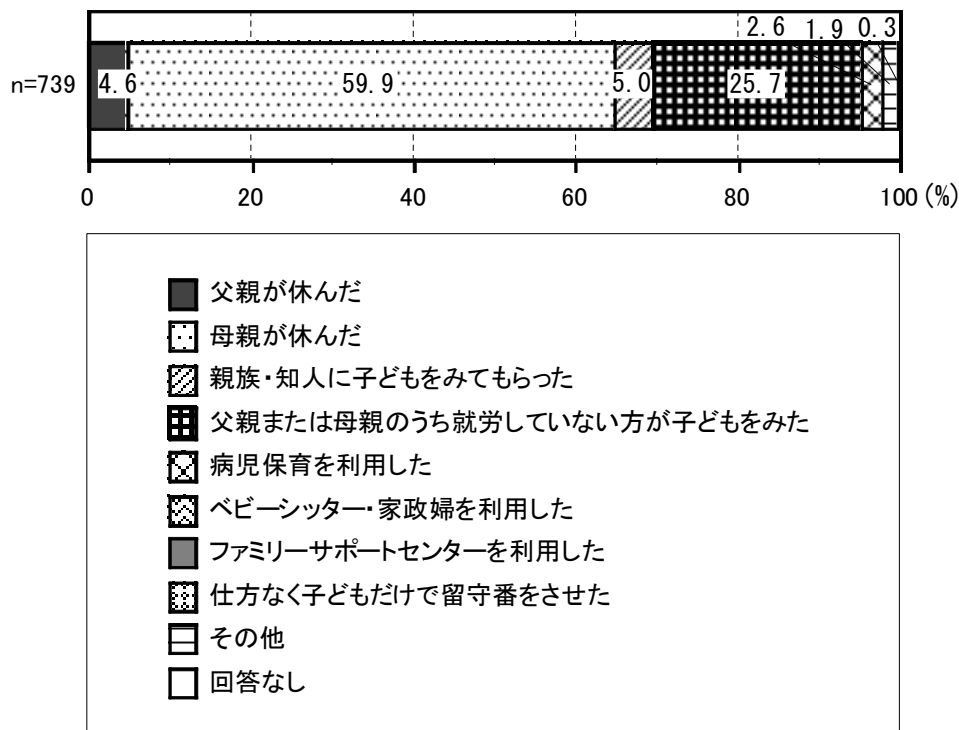
この1年間（平成29年11月～平成30年10月）で、子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」と回答した割合は70.2%となっています。

その時の対処方法は、「母親が休んだ」が59.9%と最も高く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が25.7%となっています。

図表 37 病気やケガで通常の教育・保育事業が受けられなかった経験



図表 38 利用できなかった際の対処法



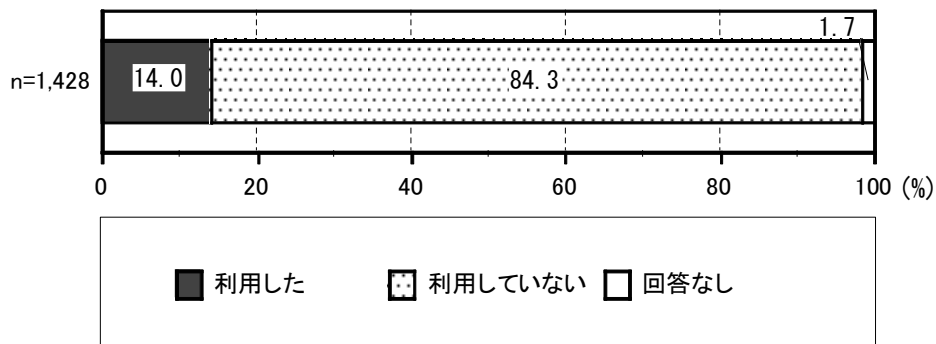
5-8 一時預かり事業等の利用状況及び利用意向

一時預かりや預かり保育等を「利用した」人は 14.0%であり、利用した事業についてみると、「幼稚園等の預かり保育」が 73.5%で最も高く、次いで「一時預かり」が 21.0%の順となっています。

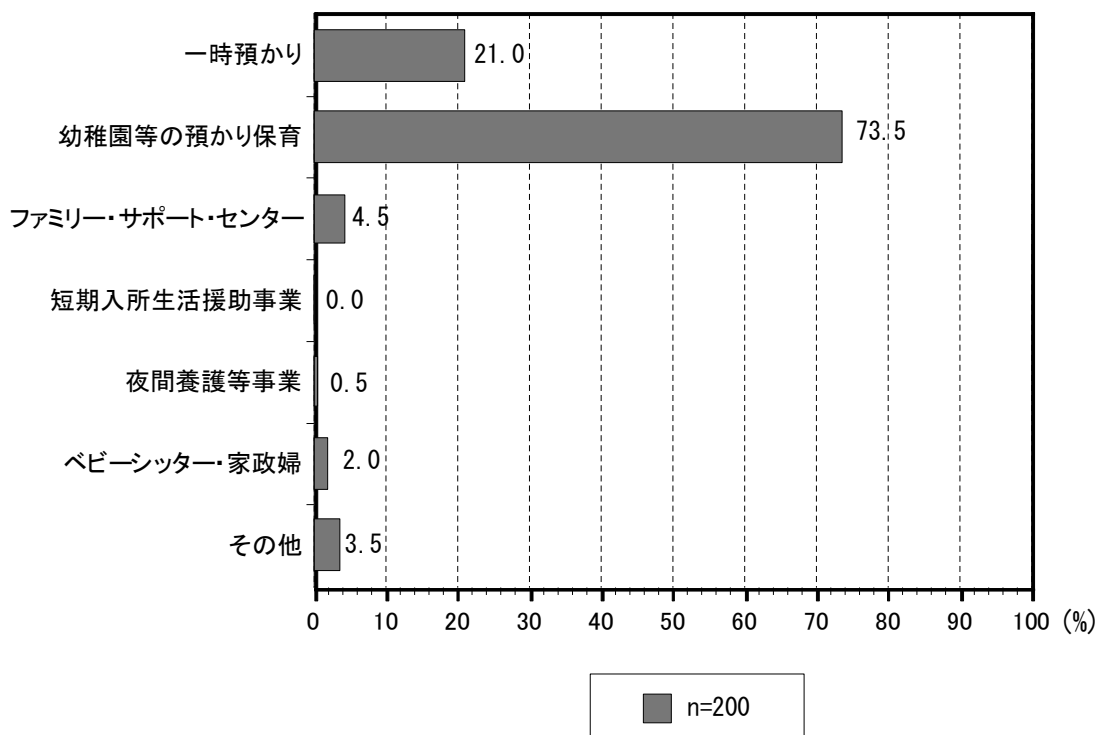
また、今後不定期な教育・保育事業を「利用したい」との回答の割合は 35.1%となっています。

その利用目的は、「私用、リフレッシュ」が 69.9%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」52.9%、「不規則の就労」も 20.6%となっています。

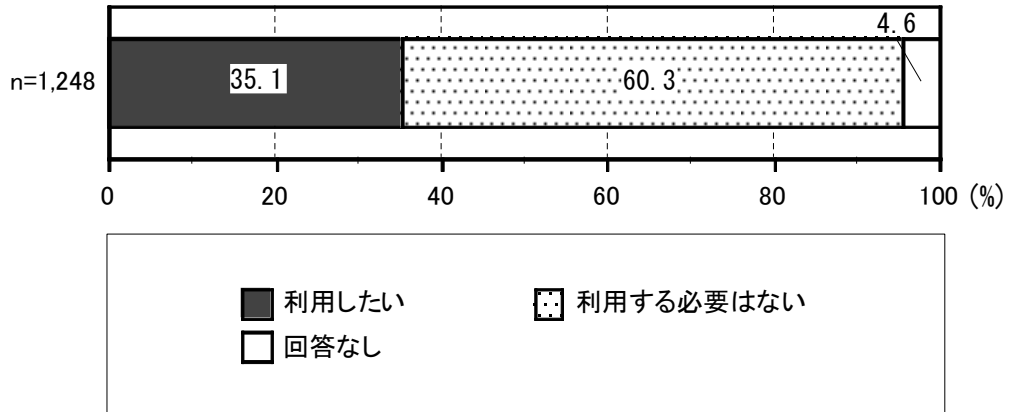
図表 39 不規則の教育・保育事業の利用の有無



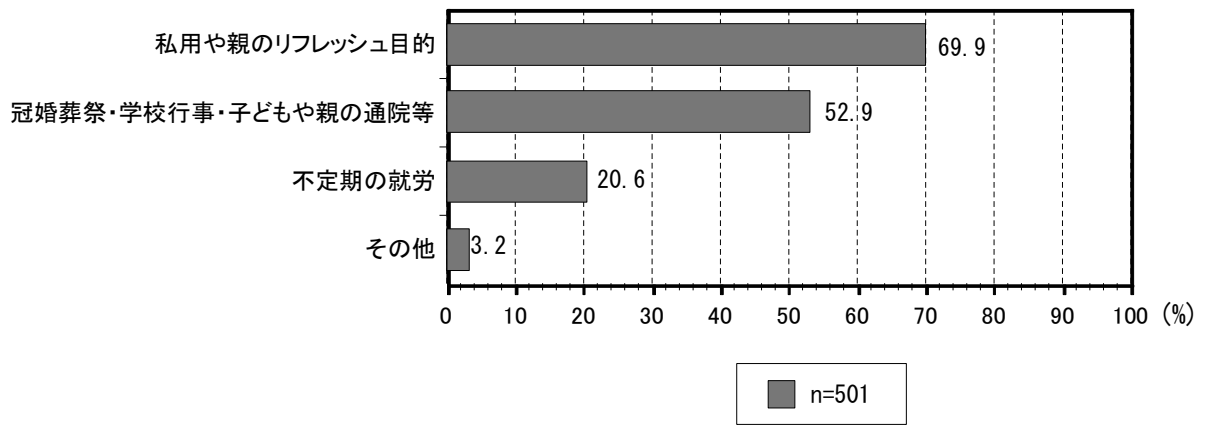
図表 40 不規則の教育・保育事業の利用状況



図表 41 不定期の教育・保育事業の利用意向



図表 42 不定期の教育・保育事業の利用目的

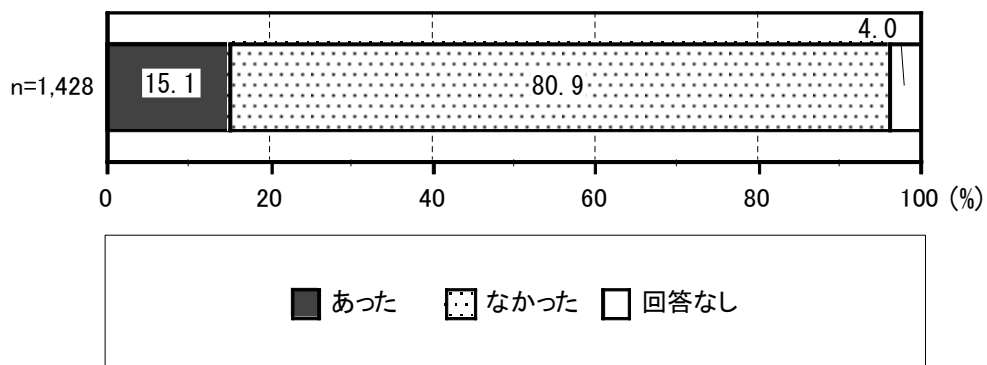


5-9 ショートステイの必要性と対処方法

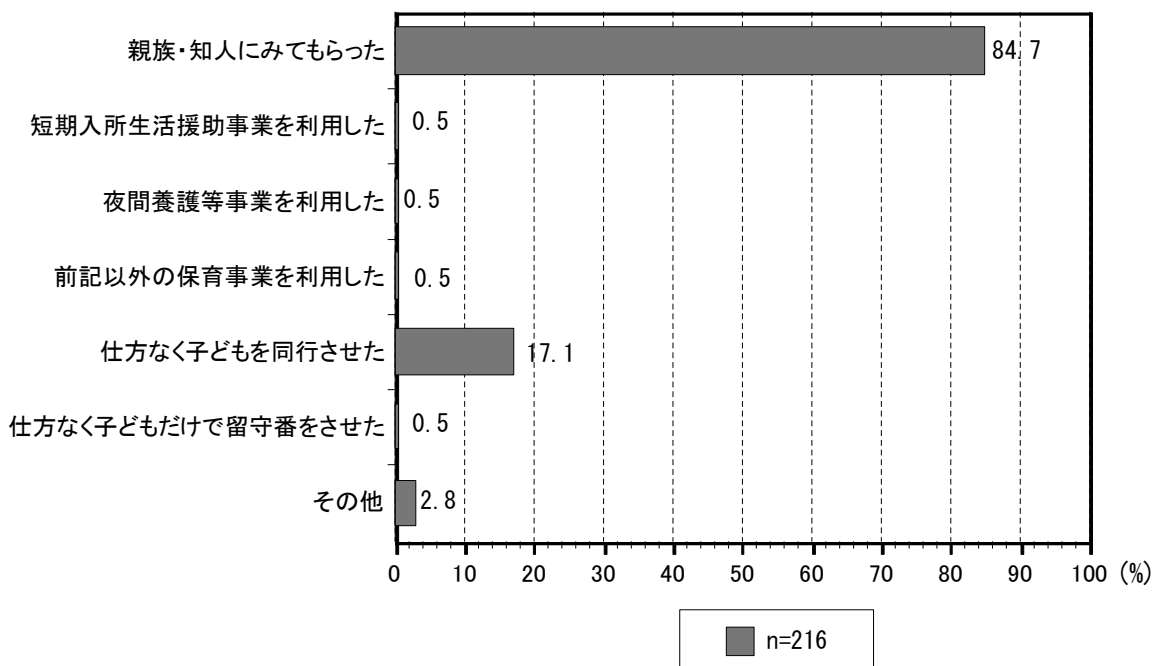
この1年間に泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」との回答の割合は15.1%で、その時の対処方法について、「短期入所生活援助事業を利用した」、「夜間養護等事業を利用した」、「短期入所生活援助事業・夜間養護等事業以外の保育事業を利用した」との回答はそれぞれ0.5%と、公的なサービスの利用はきわめて少なくなっています。

「親族・知人にみてもらった」が84.7%、「仕方なく子どもを同行させた」が17.1%となっています。

図表 43 ショートステイの必要性



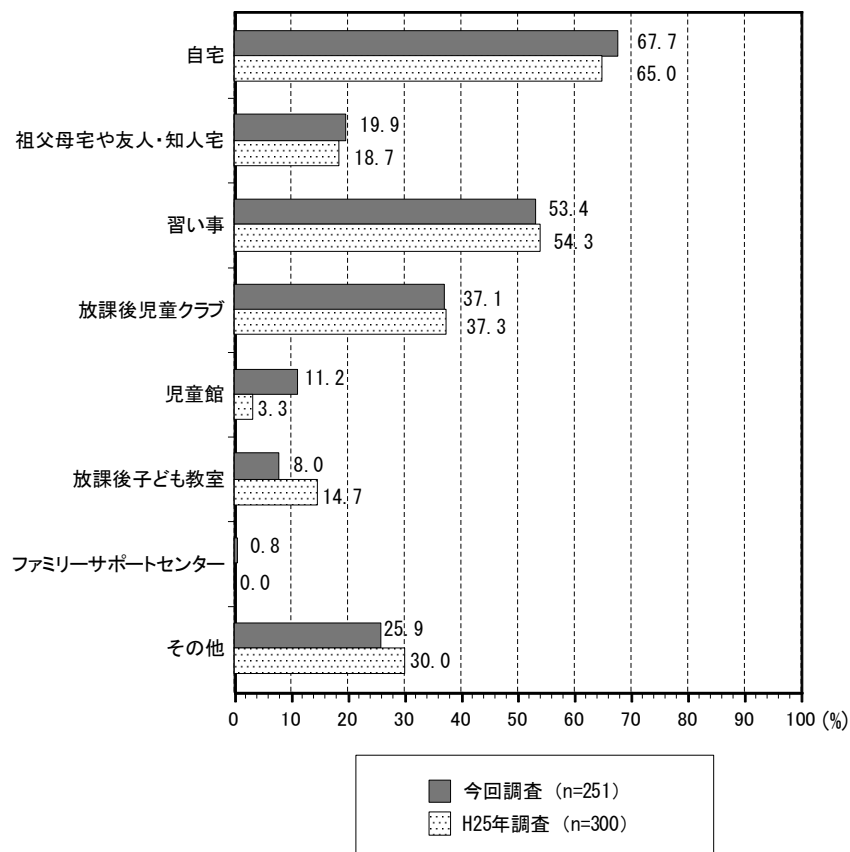
図表 44 ショートステイが必要であったときの対処方法



5-10 小学生の放課後の過ごし方

5歳児の保護者に、子どもが小学生になった時に放課後を過ごす場所の意向について、「自宅」が67.7%と最も高く、次いで「習い事」が53.4%、「放課後児童クラブ」が37.1%、「祖父母や友人・知人宅」が19.9%の順となっています。

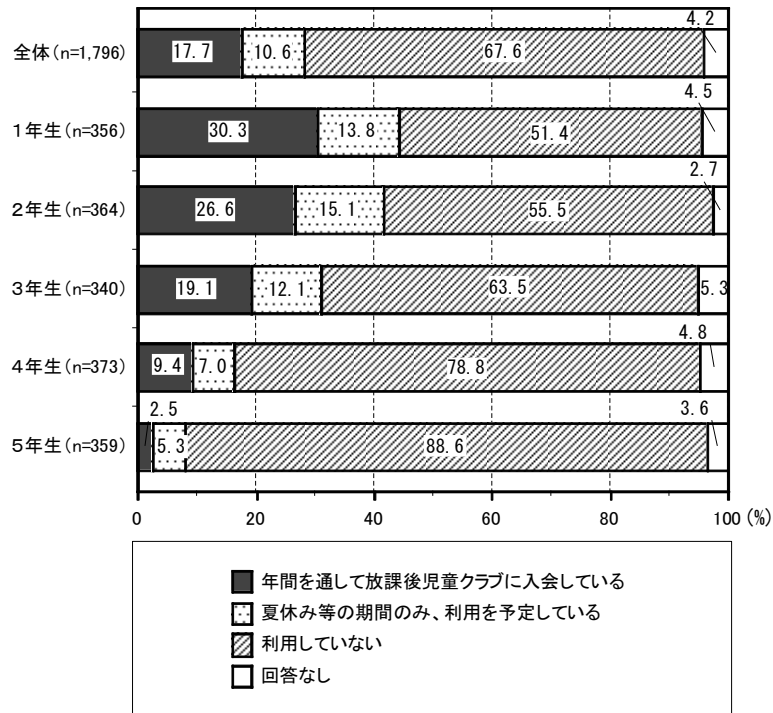
図表 45 小学校入学後、放課後を過ごさせたい場所（5歳児のみ）



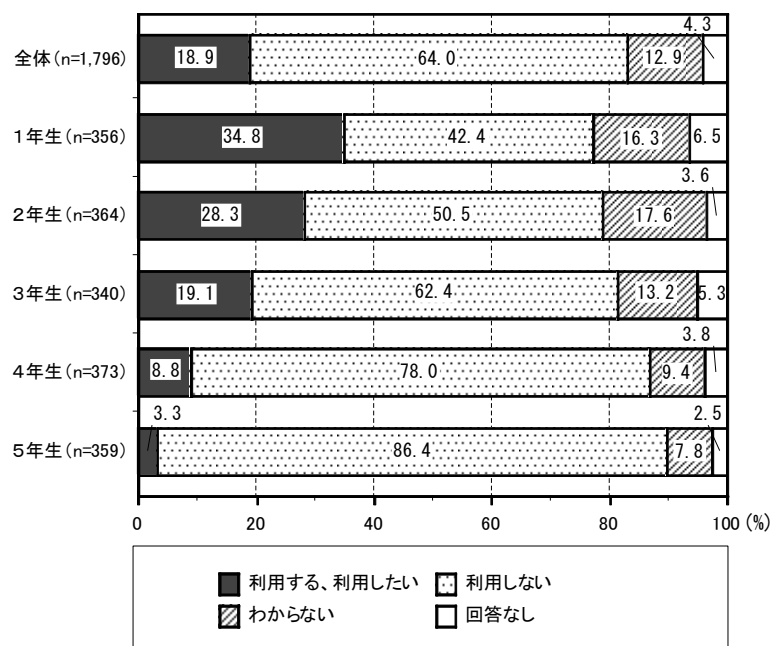
小学生の放課後児童クラブの利用状況は、1年生では、「年間を通して放課後児童クラブに入会している」が30.3%ですが、高学年になるにしたがって、“放課後児童クラブを利用している児童”の割合は低くなる傾向が顕著にみられます。

今後の利用意向をみると、「利用する、利用したい」との回答は、1年生が34.8%と最も高く、学年が上がるにつれて割合は低くなります。

図表 46 放課後児童クラブの利用状況（学年別）



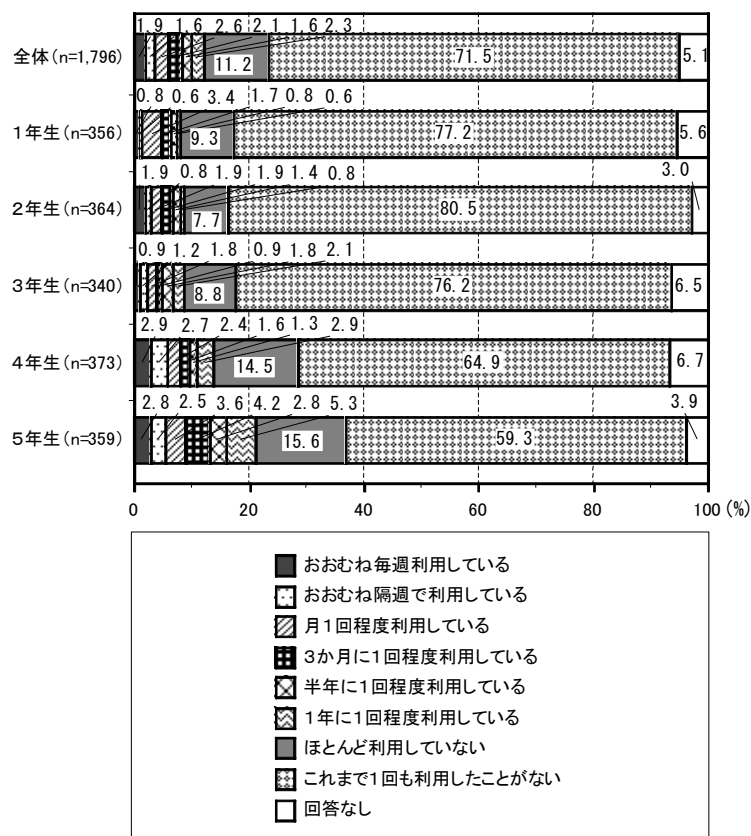
図表 47 放課後児童クラブの利用意向（学年別：平日）



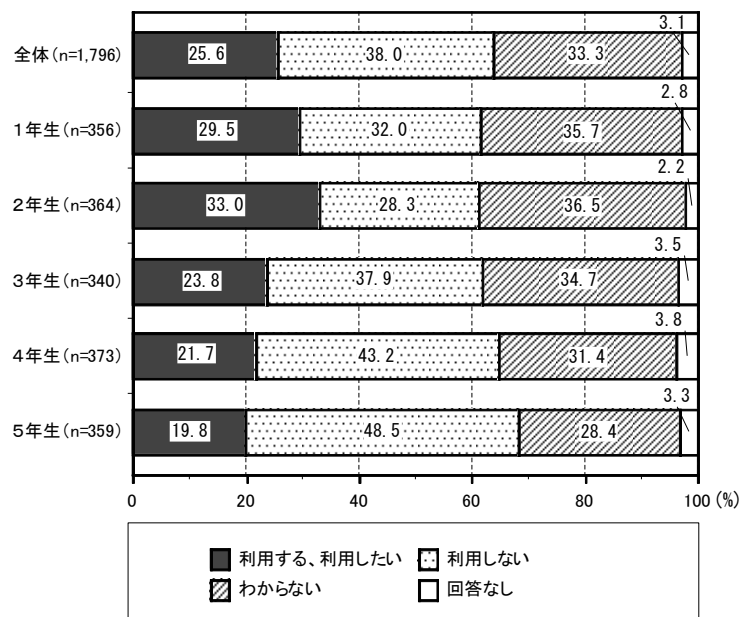
放課後子ども教室の利用状況は、“月に1回以上利用している”は6.1%です。

今後の利用意向は、2年生が33.0%で最も高く、次いで1年生の29.5%の順となっています。高学年ほど利用意向は低くなる傾向がみられます。

図表 48 放課後子ども教室の利用状況（学年別）



図表 49 放課後子ども教室の利用意向（学年別：平日）



5-1-1 育児休業の取得状況と取得しない理由

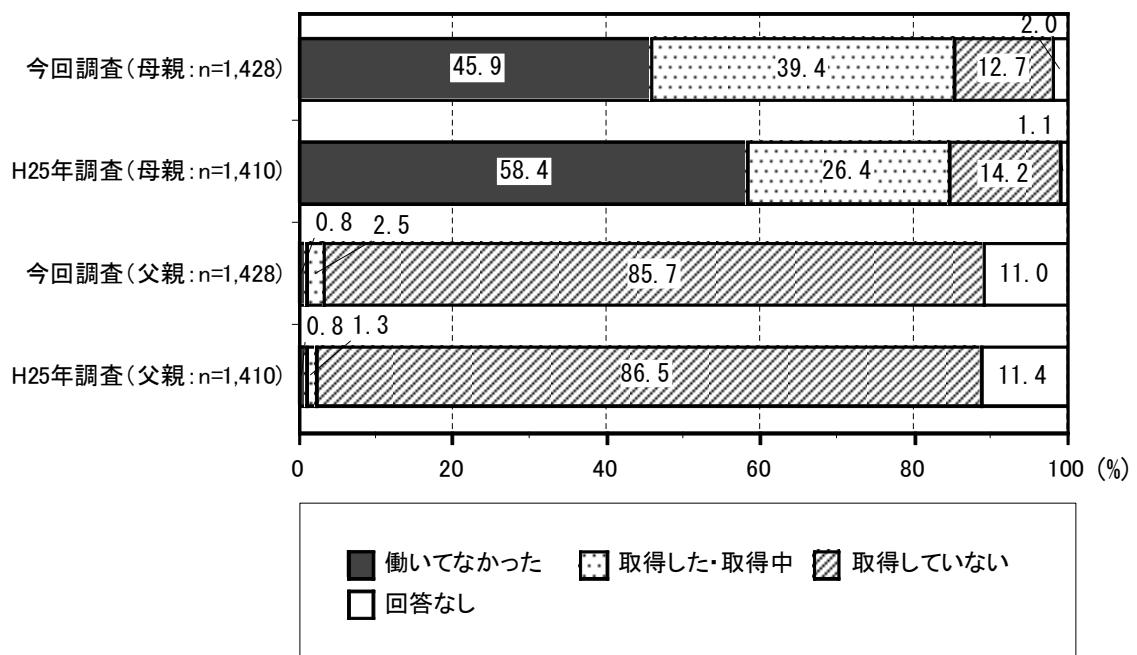
母親の育児休業の取得について、育児休業を「取得した（取得中である）」との回答の割合は39.4%で、平成25年調査（前回調査）と比較しても13.0ポイント増加しています。

父親の育児休業の取得については、「取得した（取得中である）」は2.5%で、前回調査と比較しても大きな変化はない状況です。

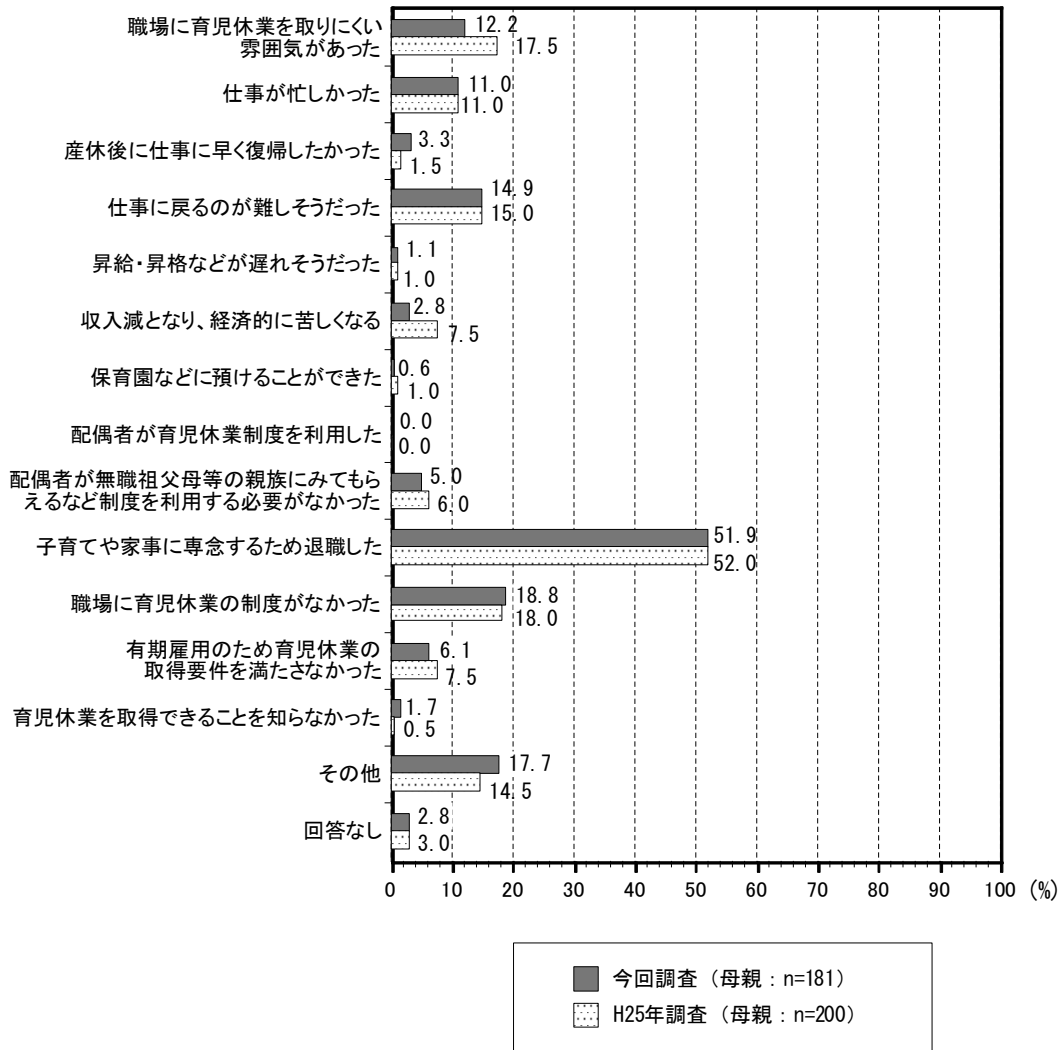
母親が育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が51.9%で最も多くなっています。次いで、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が18.8%「仕事に戻るのが難しかった」の14.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の12.2%、「仕事が忙しかった」の11.0%の順となっています。

父親の育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が34.6%、「仕事が忙しかった」が33.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は31.2%、「配偶者が育児休業を利用した」が28.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が23.5%の順となっています。

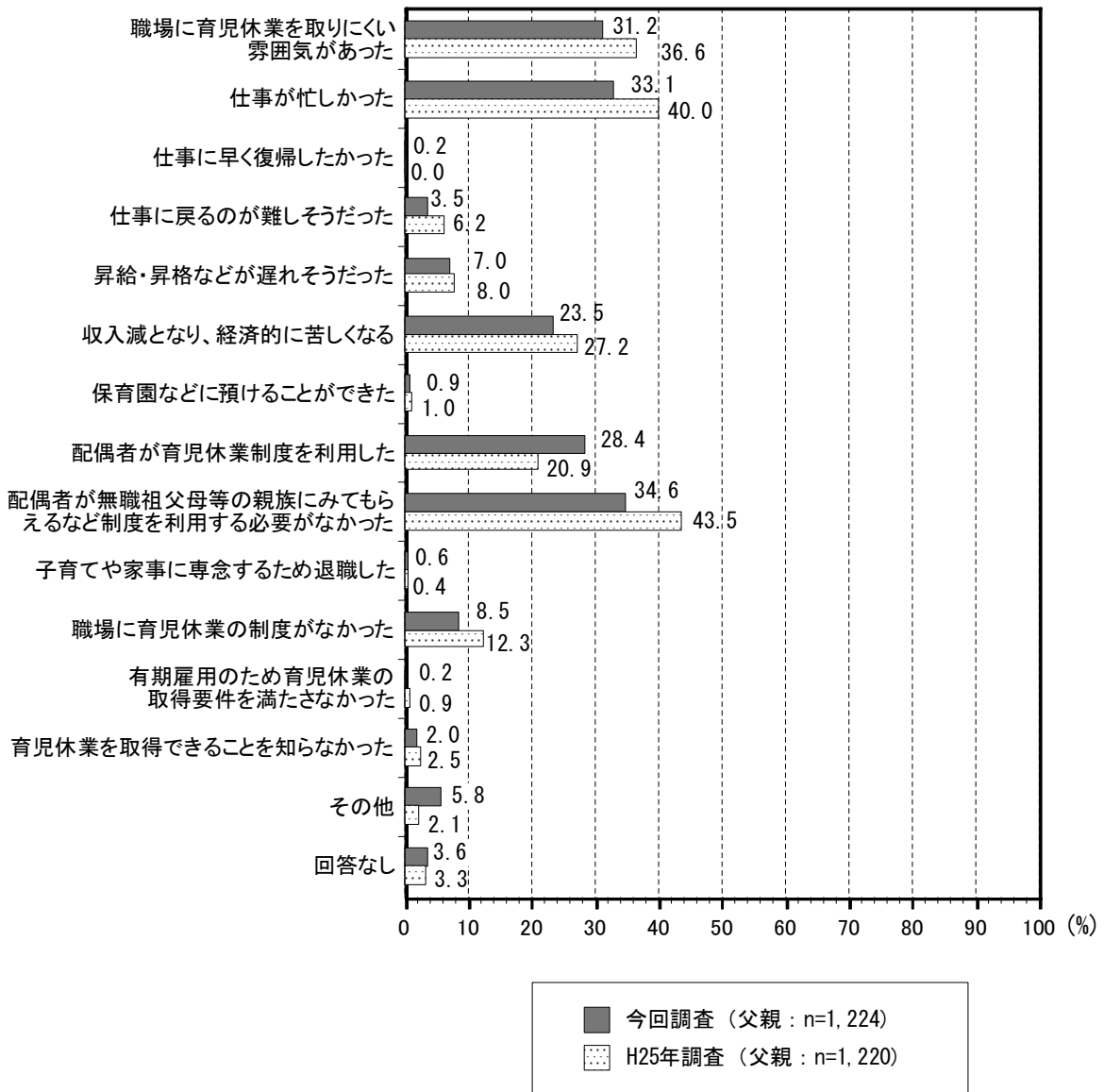
図表 50 育児休業の取得状況（経年比較）



図表 51 育児休業を取得していない理由（母親）



図表 52 育児休業を取得していない理由（父親）



6 計画策定にあたっての主な課題

これまで整理した統計データやアンケート調査結果等から、第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての主な課題を整理すると次の①～⑦とおりです。

①増え続ける保育需要への的確な対応

- 平成17年から平成22年にかけて一旦減少に転じた岩倉市の総人口は、平成22年から27年にかけて少し持ち直しているものの、15歳未満の子どもの人口は昭和50年をピークに一貫して減少傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。
- その一方で、子育て世代の女性の就業率は上がっており、母親のフルタイム勤務の比率の上昇はアンケート結果からも明らかで、今後もこの傾向は続くものと考えられます。
- このような状況もあり、保育園・認定こども園の利用者数は平成26年以降急激に増加しています。特に、1・2歳児の利用者数が増加しており、今後ともしばらくこの傾向が続くことが予想され、子どもの人口が減少している中であっても増え続けている保育需要に的確に対応していく必要があります。

②将来を見据えた持続可能な保育サービスの確保

- 前述のとおり1・2歳児保育需要を中心に今後ともしばらくの間は保育需要が拡大していくことが予想されますが、少子化傾向にある中で、長期的に捉えた保育需要を考慮していく必要があります。
- こうした将来的な状況を見据え、保育サービスが過剰供給になって市の財政や民間経営の圧迫につながるようなことがないよう持続可能なサービスの確保を図っていくことが求められます。
- このため、保育サービスの確保にあたっては、「就学前児童の幼稚園と保育園の在り方基本方針」に基づいてこれまで進めてきた幼保連携をより一層発展させ、公立（市立保育園）と私立（私立保育園・認定こども園等）のベストバランスで保育サービスの量・質の向上を図っていく必要があります。

③拡大する放課後児童クラブ需要への対応

- 幼児期の教育・保育需要の拡大に伴って、放課後児童クラブに対するニーズも高まっています。特に夏休み等の長期休暇においては、既存の放課後児童クラブ施設だけでは不足していることから、他施設の利用により対応してきました。
- このような状況にある中、平成27年度に策定した「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」に基づき、小学校敷地内における放課後児童クラブの整備とそれに合わせた定員拡大を進めてきました。

- 今後も当面の間は、放課後児童クラブの需要が高まっていくことが予想されることから、ニーズを注視しながら、施設整備を進め、需要に見合うだけのサービスと児童の放課後における生活の安全・安心を確保していく必要があります。

④病児・病後児保育サービスの提供

- 本市では、病時期にある幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児保育に加え、病気回復期にある児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育を実施しています。
- 女性の就業率、フルタイム勤務の比率も高まっている状況にある中、病児・病後児保育の利用実績も増えていますが、インフルエンザが流行する時期等に利用が集中する割には、平時は利用者が限られるため、年間を通じた定員充足率は45.7%（3か年平均）にとどまっています。
- 先にみたように、子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」と回答した人のうち、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が約6割を占めており、こうした潜在的な需要も含めて、病児・病後児保育需要に 대응していく必要があります。
- しかしながら、需要のピークに合わせて100%のサービスを供給していくことは現実的ではないことから、費用対効果を考慮しつつ、需要にできる限り応えられるだけのサービスを確保していくことが求められます。

⑤子育て家庭の孤立化、虐待等の未然防止

- アンケート結果によると、子育てをする上での不安感を感じている人は7割弱、孤独感・孤立感を感じている人は3割、子育ての相談をする人がいないか場所がないと回答している人は5%います。
- 本市では、子育て支援センターや平成29年4月に開設した子育て世代包括支援センターをはじめ、子育て相談や子育て情報の提供等に努めていますが、核家族が多く、都市化の中で人間関係が希薄な人も少なくないことから、今後とも子育て支援センターや保健センターの各種健診等を通じて、育児相談等を充実していく必要があります。
- また、産前・産後うつや虐待等のリスクを抱える人の早期発見のため、産前・産後サポート等妊娠期から途切れのない相談・支援の充実・強化を図っていく必要があります。

⑥外国につながる子どもや家庭の支援

- 本市は2019年6月末時点で愛知県の自治体の中でも総人口に対する外国人住民の割合が7番目に高いことが特徴の一つとなっています。リーマンショック以降しばらくの間は減少傾向にあった本市の外国人住民数は、ここ数年間は増加基調

にあり、多国籍化も進んでいるのが実情です。

- また、これに伴って幼稚園・保育園、学校においても外国にルーツのある子どもたちも増加してきており、地域住民の一員として地域社会で共生し、定着していくよう、保育サービスの利用支援や進学支援を充実する等、支援・配慮に努めていく必要があります。

⑦予測困難な幼保無償化の影響による保育ニーズ等への柔軟な対応

- 令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組が始まりました。
- これに伴って、これまで経済的な理由から顕在化していなかったと思われる新たな保育サービス等のニーズが今後顕在化してくることが予想されます。
- 計画策定にあたっては、こうした幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの変化をできる限り想定してそれに対応していく必要があります。
- また、予測自体が非常に困難である面もあることから、計画策定後も状況変化を注視し、柔軟かつ的確にニーズ変化に対応していくことが求められます。

第3章 基本理念

子どもたちが健やかに育つ環境をつくることは、岩倉の将来をつくることに他ならず、市全体で取り組んでいかなければなりません。

本市はこれまで、「岩倉市次世代育成支援後期行動計画」において、子どもの成長を親が支え、親の成長を地域が支えるという考え方のもと、基本理念「子と親の成長 みんなで支え地域で楽しく子育てできるまち いわくら」を掲げ、本市の特徴、強みとして充実した子育て環境を整えてきました。

平成 22 年度に策定した「第 4 次岩倉市総合計画」においても、まちづくり戦略の一つとして“子育て世代の移住・定住（世代循環）を促す”を位置づけるとともに、平成 23 年度には、国の子ども・子育て支援の検討状況を踏まえながら、先駆けて岩倉型の幼保連携のあり方について「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を取りまとめ、この方針に基づいて教育と保育の一体的な提供に取り組んでいます。また、平成 27 年度に策定した「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標の一つとして『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』—「子育て世代 住みたいまち No.1」子育て世代安心応援戦略—を掲げ、これに基づき結婚・出産支援や子育て支援施策を推進してきました。

しかしながら、少子化や核家族化、女性の社会進出等が一層進行している今日にあって、保護者だけで子育てをしていくことは難しく、幼児期の教育・保育サービスの量的充足や多様な子育て支援ニーズへの対応が依然として課題になっています。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識としています。そのうえで、就労状況にかかわらず保護者が自分らしい生き方、働き方を選びながら、安心して子育てができるように、全ての子どもに対して、質の高い教育・保育や子育て支援サービスを提供し、子どもたちが健やかに育つ環境を、保護者と地域と行政とでつくっていくことが今後も引き続き求められます。

そこで、第 1 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念を踏襲し、本市の子ども・子育て環境を整える基本理念として、

安心子育て 健やか子育てのまち いわくら

～子育て世代が住みたくなるまちをめざして～

を掲げます。

第4章 計画の策定（基本事項）

1 将来の児童数

（単位：人）

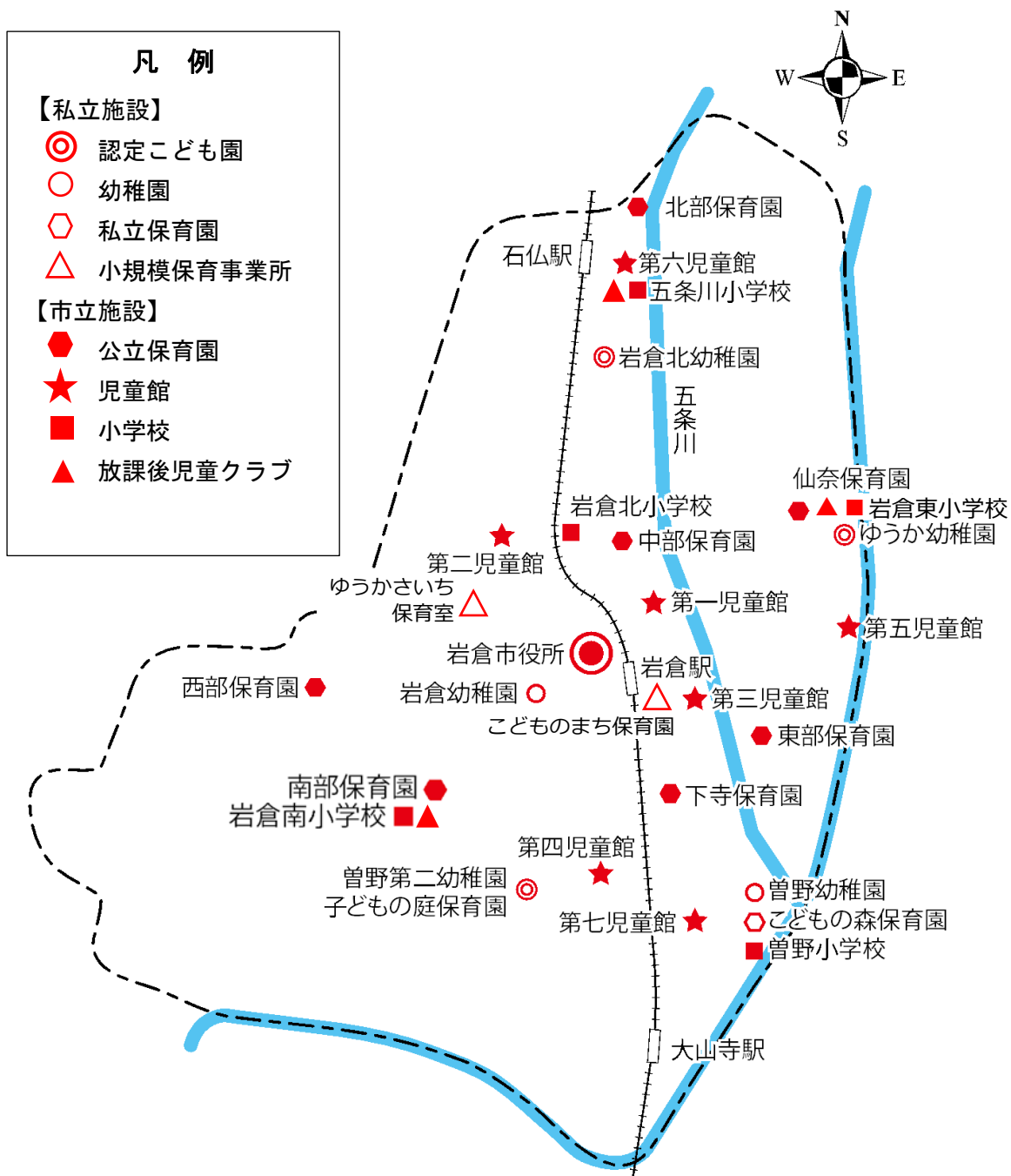
	3歳未満児				3歳以上児				未就学児計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
令和2年度	430	419	383	1,232	439	386	410	1,235	2,467
令和3年度	427	423	396	1,246	373	426	380	1,179	2,425
令和4年度	425	420	400	1,245	385	362	419	1,166	2,411
令和5年度	421	418	397	1,236	389	373	356	1,118	2,354
令和6年度	425	414	395	1,234	386	377	366	1,129	2,363

	小学校1～3年生				小学校4～6年生				就学児計
	6歳	7歳	8歳	小計	9歳	10歳	11歳	小計	
令和2年度	379	368	406	1,153	405	382	404	1,191	2,344
令和3年度	406	379	366	1,151	404	405	383	1,192	2,343
令和4年度	376	406	377	1,159	364	404	406	1,174	2,333
令和5年度	415	376	404	1,195	375	364	405	1,144	2,339
令和6年度	352	415	374	1,141	402	375	365	1,142	2,283

	合計
令和2年度	4,811
令和3年度	4,768
令和4年度	4,744
令和5年度	4,693
令和6年度	4,646

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、市域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。



3 教育・保育の量の見込と確保方策

(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）

現 状

幼児期の教育施設としては、現在、市内には2園の施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園（定員620人）と、3園の認定こども園（教育の定員：440人）があります。

本市に在住し市内の幼児期の教育施設に通っている園児数は、平成30年度に一旦増加に転じましたが、ほぼ一貫して減少傾向にあり、平成31（令和元）年度で674人です。市外に在住し市内の幼児期の教育施設に通っている幼稚園児113人を合計すると、本市内にある幼児期の教育施設の園児数は787人となっています。

実 績

（単位：人）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31/R1年度 (2019)
利用者数	市内在住、 市内施設利用	717	696	688	722	674
	市外在住、 市内施設利用	144	136	135	123	113
	合計	861	832	823	845	787
定員	認定こども園	440	440	440	440	440
	幼稚園	620	620	620	620	620

量の見込みと確保目標量

（単位：人）

認定区分	計画期間					
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
量の見込み (市内在住の幼児期の教育ニーズ量)	764	719	697	668	657	
1号認定	535	504	489	469	461	
2号認定（教育のみ）	189	177	172	164	162	
2号認定（教育+預かり保育）	40	38	36	35	34	
確保目標量	認定こども園	410	410	410	410	410
	幼稚園	620	620	620	620	620
	計	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

◆量の見込推計方法：（3～5歳総人口）－（3～5歳児保育園利用者推計）

サービスの確保方策

- 3～5歳の教育ニーズ量の見込みは、令和2年度には764人が見込まれ、それ以降、減少していくことが予測されます。
- こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、2園の施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園（定員620人）と、3園の認定こども園（教育の定員：410人）の合計1,030人によってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
- なお、市外在住で本市内の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和元年度：113人）の方が、市内在住で市外の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和元年度：58人）よりも多いですが、それを加味しても合計定員1,030人内で十分収まる範囲内のニーズ量です。

【参考：認定区分】

- ◆ 1号認定子ども：満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ◆ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

現 状

幼児期の保育施設としては、現在、市内には7園の公立保育園（利用定員673人）があります。認定こども園については、平成24年4月に市内初の民間保育園として開園し、平成26年4月に認定こども園になった1園（保育の定員（0～2歳）：50人）と平成27年4月に幼稚園から認定こども園に移行した2園（保育の定員（1・2歳）：60人→現在70人）の3園があります。また、平成27年4月には、新たに私立保育園（定員（0～2歳）：20人→現在30人）が開園し、平成28年4月には、小規模保育事業所（定員（0歳）：9人）が開園しました。

園児数の推移についてみると、3～5歳児保育については、概ね横ばいで推移していますが、0～2歳児保育については、一貫して増加しています。中でも、1歳児保育や2歳児保育の園児数が大幅に増加しています。

このような状況に対して前述のように民間幼稚園の認定こども園への移行や私立保育園と小規模保育事業所の開設促進、その後の認定こども園と私立保育園の定員拡大によって需要に見合う保育量の確保に努めてきました。

実 績

（単位：人）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31/R1年度 (2019)
利用者数	0歳児	30	24	30	29	31
	1歳児	97	105	116	152	135
	2歳児	95	120	131	143	177
	3号認定（0～2歳児）	222	249	277	324	343
	3歳児	127	126	121	144	142
	4歳児	145	151	128	126	152
	5歳児	119	139	156	128	124
	2号認定（3～5歳児）	391	416	405	398	418
	合計	613	665	682	722	761
定員	公立保育園（利用定員）	673	673	673	673	673
	認定こども園	146	146	146	156	156
	私立保育園	20	20	20	30	30
	小規模保育事業所	-	9	9	9	9
	合計	839	848	848	868	868

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

認定区分		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	2号認定（3～5歳の保育ニーズ）①	471	460	469	450	472
	3号認定（0歳）②	35	36	42	42	44
	3号認定（1・2歳）③	327	336	337	343	350
	小計（②+③）	362	372	379	385	394
	計（①+②+③）	833	832	848	835	866
確保目標量	2号認定（3～5歳）④	578	578	578	578	578
	認定こども園	93	93	93	93	93
	保育園	485	485	485	485	485
	3号認定（0歳）⑤	40	40	46	46	46
	認定こども園	10	10	10	10	10
	保育園	18	18	24	24	24
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
	3号認定（1・2歳）⑥	326	326	350	350	350
	認定こども園	110	110	110	110	110
	保育園	200	200	224	224	224
	地域型保育事業	16	16	16	16	16
	小計（⑤+⑥）	366	366	396	396	396
	合計（④+⑤+⑥）	944	944	974	974	974

サービスの確保方策

①＜2号認定＞の保育量の確保方策

- 3～5歳の保育のニーズ量は、令和2年度で471人が見込まれます。
- これに対して保育園における3～5歳の保育の定員は、令和2年度以降、公立保育園の定員合計が485人、認定こども園の保育の定員が93人となっており、これによってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。

②<3号認定>の保育量の確保方策

- これまでの実績を踏まえると、0歳の保育のニーズ量は令和2年度で30人が見込まれます。しかしながら、これまで、育児休業を延長することで入園を控えてきた人も毎年5人程度は見られたことから、これを保育ニーズとして捉え、見込み量を35人としました。その後は、子どもの数は減少傾向にあります。保育ニーズ量は微増傾向が続くものとして、令和6年度には44人に増加していくものと見込みます。
- これに対して、0歳の保育の定員は、令和元年10月に地域型保育事業である小規模保育事業所が1園開園したことによって3人分の定員が増えたため、令和2年度には定員が40人となったこと、また、令和4年度から保育園の定員を46人に拡大することで、ニーズ量の見込みに見合うサービス量が確保できます。
- 1・2歳の保育のニーズ量は、令和2年度で327人が見込まれます。その後も保育ニーズ量は増加し、令和6年度には350人見込まれます。
- これに対して、1・2歳児の定員は、平成31年度（令和元年度）当初には310人でしたが、令和元年10月に小規模保育事業所が新たに開園されたことにより16人分の定員が増えたため、326人になりました。
- しかしながら、これだけではニーズ量に対応できない状況が生じることから、保育園の定員を200人から224人に拡大することによって、令和4年度には350人分の保育量を確保します。これにより、ニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保するものとします。

保育利用率の目標数値

- 各計画年度における保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育園及び地域型保育事業の3号認定の子どもの利用定員数の割合）は、次のとおりとします。

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
保育利用率	29.4%	29.9%	30.4%	31.1%	31.9%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

(1) 延長保育（時間外保育）事業

現 状

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を基本として、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、時間外の保育が必要な人を対象に、平日午前7時30分から午後7時の延長保育（時間外保育＝11時間を超えての延長保育）を公立保育園7園全園と認定こども園3園、私立保育園1園、小規模保育事業所2園（うち1園は令和元年10月開園）で実施しています。

11時間を超えての延長保育については、年々減少傾向にあります。

実 績

（単位：人）

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数	315	278	229	226

量の見込みと確保目標量

（単位：人）

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	218	198	188	169	166
確保目標量	218	198	188	169	166

サービスの確保方策

- 延長保育（時間外保育）のニーズ量は、令和2年度で218人が見込まれ、その後は減少し、令和6年度には166人になると予想されます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）

現 状

市内の幼稚園・認定こども園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

ここ数年では、平成 28 年度の年間延べ利用者数 16,798 人をピークに減少に転じますが、年によって差があり利用者数は安定していない状況です。

実 績

(単位：人・日)

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数	13,234	16,798	16,674	12,470

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
確保目標量	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500

サービスの確保方策

- 平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間の平均値にあたる年間延べ利用者数 14,800 人を幼稚園等での預かり保育ニーズの見込み量としました。
- 平成 27 年度～30 年度にかけての幼稚園・認定こども園での預かり保育の実績は年間延べ利用者数 16,798 人が最高であり、少なくともこれだけの確保量があると捉えることができます。
- そこで、年間延べ利用者数 16,500 人を確保目標量として適用し、ニーズ量の見込みに十分に満たすサービス量を確保していくものとします。
- なお、幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）のニーズ量見込み量のうち、2号認定（教育+預かり保育）のニーズ量（3（1）参照、最大値は令和 2 年度の 40 人）に十分応えていくだけの預かり保育が確保できる見通しがあります。

(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）

現 状

保護者のパート勤務(週3回以内)や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育(定員:15人)を認定こども園1園において実施しています。

また、保護者の育児負担の解消等のために月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育(定員:6人)を公立保育園1園で実施しています。

平成30年度の一時保育事業の利用実績としては年間延べ利用者数2,227人となっています。

実 績

(単位:人・日)

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数	2,389	2,150	2,096	2,227

量の見込みと確保目標量

(単位:人・日)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	2,010	1,947	1,911	1,844	1,831
確保目標量	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800

サービスの確保方策

- 計画期間中にピークで年間延べ利用者数2,010人(令和2年度)の一時保育ニーズが見込まれ、その後は減少し、令和6年度には、1,831人になることが見込まれます。
- これに対して、現在の一時保育事業の定員は21人(非定型的保育・緊急保育:15人、リフレッシュ保育:6人)で、年間延べ利用者数5,868人分(15人×294日、6人×243日)のサービス量を確保することが可能です。
- そこで、年間延べ利用者数5,800人を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

現 状

岩倉市民プラザ内の子育て支援センターでは、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロアー」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。

このほか、生涯学習センターと多世代交流センターさくらの家の子どもルームや、児童館、地域交流センターも親子の居場所の一つになっています。

実 績

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	21,429	24,842	22,278	22,551
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み（人・日）	22,881	23,494	23,785	23,889	24,099
確保目標量（人・日）	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

サービスの確保方策

- 子育て支援センターのニーズ量の見込みは、令和2年度には年間延べ利用者数 22,881 人であり、その後も増加傾向が続くことが見込まれます。
- 子育て支援センターと公立保育園で開催している「にこにこフロアー」の利用者数のピークは年間延べ利用者数 24,842 人（平成 28 年度実績）であり、少なくともこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。
- そこで、年間延べ利用者数 24,500 人を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(5) 病児・病後児保育事業

現 状

病時期にあるために幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児保育を市内の医療機関において定員2名で実施してきました。また、病気回復期にある児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育については、平成30年6月からNPO法人が定員2人で開始しています。

平成30年度の実績では、年間延べ利用者数281人、1日当たり平均0.97人、定員充足率24.2%となっています。

さらに、病児・病後児保育を実施する市外の医療機関の利用にあたっては利用負担の1/2、1日当たり2,000円/人を上限に補助しています。

実 績

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	217	206	221	281
定員（人/日）	2	2	2	4

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	442	442	442	442	442
確保目標量	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160

サービスの確保方策

- 定員充足率が最も高かった平成29年度には38.1%でした。そこで、今後もこの定員充足率が続くものと仮定すると令和2年度以降のニーズ量は年間延べ利用者数442人と見込まれます。
- これに対して、現在、定員4人、年間延べ利用者数1,160人（4人×290日）の病児・病後児保育の提供が可能であり、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。
- なお、インフルエンザといった季節的に流行する感染症等によって利用が集中する事態も見受けられるものの、定員が2人であった平成27年度～29年

度の3年間の平均定員充足率は37.0%にとどまっていた。定員が4人に増加したことにより、利用者数も増加していますが、定員充足率は24.2%であり、提供量の余裕が見込まれることから、引き続き現状と同様のサービス提供体制によって対応していくものとします。

(6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

現 状

保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者（依頼会員）の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や児童館等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、0歳（生後43日以降）から小学校6年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。

平成30年度実績は、会員数：351人（依頼会員241人、援助会員69人、両方会員41人）、年間延べ利用者数は、92人（そのうち、就学児童の利用は23人）となっています。近年は保育サービスの充実等により、延べ利用者数が減少傾向にあります。

実 績

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
会員数 (人)	依頼会員	209	215	227	241
	援助会員	60	61	64	69
	両方会員	36	35	42	41
	合計	305	311	333	351
延べ利用者数 (人・日)	就学前児童	394	39	24	69
	就学児童	30	200	118	23
	合計	424	239	142	92

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	224	224	224	224	224
確保目標量	424	424	424	424	424

サービスの確保方策

- 特定の依頼会員が多頻度で利用する年度とそうでない年度では利用件数が大きく変動することから、平成27年度から30年度の利用実績を平均し、令和2年度以降の年間延べ利用者数の見込み量を224人と算定しました。
- 過去5年間で年間延べ利用者数は最大424人（平成27年度）の実績があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、年間延べ利用者数424人を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(7) 放課後児童健全育成事業

現 状

保護者の就労等で、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を児童館等で行っています。

本市では、昭和 46 年というかなり早い時期から地域の要望に応じて放課後児童クラブを実施してきています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。

本市では、国が平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえて平成 27 年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、小学校の余裕教室の有効活用により岩倉東小学校と岩倉南小学校に、また、小学校敷地内における新設により五条川小学校に、それぞれ放課後児童クラブを拡充・整備することによって、近年における放課後児童クラブの需要拡大に対応してきました。

そして、現在は、小学校 1 年生から 4 年生を対象※に平日の下校時から午後 7 時まで事業を実施しているほかに、土曜日や夏休み等の長期休業期間中等には、午前 8 時から午後 6 時までの時間帯（延長保育は午前 7 時 30 分から午前 8 時まで、午後 6 時から午後 7 時まで）で事業を実施しています。

また、夏休みについては、夏休み等の長期休暇期間中だけ放課後児童クラブを利用する児童が加わるために現状の施設では受け入れができないことから、他施設の利用等により平日の定員を上回る利用者数に対応しています。

※ 岩倉北小学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校、五条川小学校は 6 年生までを対象

実 績

(単位：人)

			H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31/R1 年度 (2019)
利用者数	低学年 (1～3 年生)	平日	294	286	295	329	325
		夏休み等	100	100	107	146	150
	高学年 (4～6 年生)	平日	23	48	48	74	75
		夏休み等	31	28	41	54	58
	合計	平日	317	334	343	403	400
		夏休み等	131	128	148	200	208
定員	低学年 (1～3 年生)	平日	285	305	305	355	375
		夏休み等					
	高学年 (4～6 年生)	平日					
		夏休み等					

量の見込みと確保目標量（平日・夏休み等）

（単位：人）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
将来児童 推計	1年生	379	406	376	415	352
	2年生	368	379	406	376	415
	3年生	406	366	377	404	374
	4年生	405	404	364	375	402
	5年生	382	405	404	364	375
	6年生	404	383	406	405	365
	計	2,344	2,343	2,333	2,339	2,283

（単位：人）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み (平日)	1年生	119	127	118	130	166
	2年生	101	104	111	103	159
	3年生	114	103	106	113	125
	4年生	63	63	57	58	99
	5年生	28	29	29	26	47
	6年生	8	7	8	8	24
	計 ①	433	433	429	438	620
	岩倉北小学校	117	117	116	117	199
	岩倉南小学校	77	77	76	78	138
	岩倉東小学校	53	53	53	54	43
	五条川小学校	75	75	74	76	120
	曾野小学校	111	111	110	113	120
	計 ①	433	433	429	438	620
	確保目標量	現状の利用可能人数 ②	375	375	375	375
新たな施設整備による 確保人数（累積）③		—	—	30	30	125
計 ②+③		375	375	405	405	500

(単位：人)

		R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
量の見込み (平日、 夏休み等)	1 年生	158	169	157	173	196
	2 年生	112	115	123	114	193
	3 年生	125	113	116	124	174
	4 年生	86	85	77	79	133
	5 年生	45	48	48	43	102
	6 年生	23	22	24	23	49
	計 ①	549	552	545	556	847
	岩倉北小学校	149	149	147	150	279
	岩倉南小学校	97	98	97	99	189
	岩倉東小学校	67	68	67	68	47
	五条川小学校	95	95	94	96	163
	曾野小学校	141	142	140	143	169
	計 ①	549	552	545	556	847
確保目標量	現状の利用可能人数 ②	375	375	375	375	375
	新たな施設整備による 確保人数(累積) ③	—	—	30	30	125
	計 (②+③)	375	375	405	405	500

※平日通年利用者も含む

サービスの確保方策

①平日の見込み量と確保方策

- 令和2年度で433人の利用が見込まれます。その後は、児童数はゆるやかに減少するものの利用希望が増加し、令和6年には620人になることが予想されます。
- これに対して令和元年度に岩倉南小学校で60人定員を80人定員に拡大したことにより、令和2年度における定員は375人に増加したものの、ニーズ量(433人)を58人分(13.4%)下回っています。
- 放課後児童クラブの利用形態として、通年登録していても毎日には利用しない児童がかなりの人数みられることから、計画期間中を通じて定員375人の範囲内での受け入れで対応できる見通しにありましたが、通年及び夏休み等の利用希望が年々増加しています。
- こうした状況にあるため、平日及び夏休み等の受け入れにできる限り対応していく必要性や国の設置基準を満たした放課後児童クラブの設置を図っていく必要があることから、小学校と一体的に放課後児童クラブを整備し

ていくという方針が位置づけられている「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を踏まえ、令和4年度に岩倉北小学校（定員120人）に新たに放課後児童クラブを整備し、岩倉北小学校で30人分の定員拡大を図ります。

- また、令和6年度には曾野小学校（定員120人）に新たに放課後児童クラブを整備し、曾野小学校で55人分の定員拡大を図ります。さらに、利用希望が多い岩倉北小学校で40人分の定員拡大を図ります。
- これによって、令和6年度には合計定員を500人にするによって、需要に対応していくものとします。
- しかしながら、放課後児童クラブの利用の形態として、毎日を利用しない児童があるものの、全ての需要には応えられない小学校区が生じる可能性があることから、そのような場合には余裕教室及び特別教室の臨時的な活用をすることによってニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。

②夏休み等の見込み量と確保方策

- 令和2年度で549人の利用が見込まれます。その後は右肩あがりに推移し、令和6年には847人になることが予想されます。
- 前述のとおり、令和2～3年度に375人である定員を、令和4年度には405人に、そして、令和6年度には500人に拡充していきます。
- しかしながら、これでは、夏休み等の需要には応えられない小学校区も依然として生じる可能性があることから、そのような場合には余裕教室及び特別教室の臨時的な活用や児童館の臨時的な活用をすることによってニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。

(8) 放課後子ども教室

現 状

本市の放課後子ども教室は、学校完全週5日制の導入に際して土曜日の子どもの居場所づくりとして開始し、毎週土曜日の午前（午前9時から正午）に全小学校の体育館・図書室・コンピュータ室を開放する方法で進めています。また、平成27年度に策定した「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」に基づき、平成29年度からは平日においても試行的に岩倉南小学校（平成29・30年度）と五条川小学校（平成30年度）で放課後子ども教室を試行的に実施してきました。

運営は、1小学校あたり数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。

実 績

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
放課後子ども教室の 実施小学校数（土曜日）	実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所
	年間教室数 (利用児童数)	424 教室 3,804 人	416 教室 4,274 人	398 教室 3,824 人	403 教室 3,947 人
放課後児童クラブとの 一体的な放課後子ども 教室の平日実施に向け た取組を行っている小 学校数	実施箇所数	-	-	1か所 (南小)	2か所 (南小、 五条川小)
	年間教室数 (利用児童数)	-	-	8教室 227 人	5教室 127 人

量の見込みと確保目標量（平日）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み (平日)	1年生	102	110	101	112	95
	2年生	112	115	124	114	126
	3年生	137	123	127	136	126
	4年生	100	100	90	93	99
	5年生	86	91	91	82	85
	6年生	83	78	83	83	75
	計	620	617	616	620	606
	岩倉北小学校	192	190	190	191	187
	岩倉南小学校	110	109	109	110	107
	岩倉東小学校	49	49	49	49	48
	五条川小学校	100	100	100	100	98
	曾野小学校	169	169	168	170	166
	計	620	617	616	620	606
	確保 目標量	放課後子ども教室の実施 小学校数(土曜日)	5か所	5か所	5か所	5か所
放課後児童クラブとの一体的な 放課後子ども教室の実施小学校数 (土曜日)		3か所	3か所	4か所	4か所	5か所
放課後児童クラブとの連携による 放課後子ども教室の実施小学校数 (土曜日)		2か所	2か所	1か所	1か所	0か所
放課後児童クラブとの一体的な 放課後子ども教室の平日実施に向け た取組を行っている小学校数		2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

※量の見込みには、放課後児童クラブとの一体的な実施を想定して、「放課後児童クラブ」利用希望者数も含まれている。

サービスの確保方策

- 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室については、これまでどおり5つの小学校すべてで進めていきます。小学校敷地内に新たに放課後児童クラブを整備するのに合わせて放課後児童クラブとの一体的な実施を現在の3か所から5か所に順次拡大していくものとします。
- 平日については、放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室の平日実施に向けて、これまで岩倉南小学校（平成29・30年度）と五条川小学校（平成30年度）で試行的に実施してきましたが、現在のスタッフ体制の状況を考えると、平日開催の拡大や開催内容の大幅な充実を図っていくことは課題も残されています。
- そこで、放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室の平日実施に向けて、新たに放課後児童クラブを設置していく小学校での試行に取り組む等、岩倉南小学校や五条川小学校以外の小学校における展開や、岩倉南小学校や五条川小学校での継続的な実施を模索していくものとします。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

現 状

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設等においてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業等で帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設等において夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありますが、必要になった時は市外の児童養護施設で対応していくことになっています。

実 績

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	0	0	0	0
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

サービスの確保方策

- これまでの利用実績とニーズ量の見込みのいずれもありませんが、保護者の疾病や仕事等により子どもの養育が一時的に困難な場合に、市外の児童養護施設で対応していくものとします。

(10) 利用者支援事業

現 状

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成 27 年 4 月より子育て支援センターにおいて、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。

また、平成 28 年 4 月には利用者支援事業（母子保健型）を実施し、平成 29 年 4 月には保健センターに子育て世代包括支援センターを開設し、生まれる前からの「い〜わ子育て応援事業」として、妊娠届出時の面接相談や妊婦メール相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、すべての産婦を対象に電話支援及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。

しかしながら、教育・保育・保健施設や各種の子育て支援事業についての理解が十分でない保護者も見受けられることから、子育て家庭の身近な場所で相談に応じながら、個々のニーズに合った施設や事業等を適切に利用できるような支援することが必要です。

実 績

		H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
基本型	延べ利用者数 (人・日)	107	113	129	129
	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子 保健型	延べ利用者数 (人・日)	—	1,859	2,001	1,852
	か所数	—	1 か所	1 か所	1 か所
合計	延べ利用者数 (人・日)	107	1,972	2,130	1,981
	か所数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

量の見込みと確保目標量

■基本型

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保目標量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※基本型は、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

■母子保健型

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保目標量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センター等において、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

サービスの確保方策

- 基本型については、引き続き子育て支援センターにおいて子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能を強化することによって対応していきます。
- 母子保健型についても保健センターにおいて引き続き助産師、保健師等、母子保健事業に関する専門知識をもつ専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、医療機関や子育て支援を行う関係機関とのネットワークの充実に努めます。
- 今後は、基本型と母子保健型を包括した子育て世代包括支援センターのより一層の充実・強化に向け、引き続き検討していきます。

(11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

現 状

民生委員児童委員が赤ちゃん訪問員として、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みの相談を受けたり、子育て支援に関する情報提供を行っていく赤ちゃん訪問事業を実施しています。

実 績

(単位：人)

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数	430	463	445	450

量の見込み

(単位：人)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	426	423	421	417	421
確保目標量	426	423	421	417	421

サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠の推計件数を差し引いた数を乳児家庭数として見込み、これらすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。

(12) 養育支援訪問事業

現 状

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、養育支援員がその居宅を訪問し、育児や家事の支援を行う事業です。

平成 30 年度から事業を実施しており、支援対象家庭において、養育支援員が育児・家事支援を行っています。

実 績

(単位：人)

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数	—	—	—	18

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	18	18	18	18	18
確保目標量	18	18	18	18	18

サービスの確保方策

- 関係機関からの情報により、子育てに対して強い不安や孤立感を抱えている、不適切な養育状態にあるなど特に支援が必要な家庭に対し、養育支援員が訪問し育児や家事支援を行う本事業について、平成 30 年度と同様の利用者数を見込み、必要に応じて対応していきます。

(13) 妊婦健康診査

現 状

妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査が14回分公費で受診できる受診票を交付するとともに、妊婦健康診査の受け方や健康管理について保健指導し、健康診査の受診を促進しています。

平成30年度は、妊娠届出者471人に妊婦健康診査受診票14回分を交付し、受診回数は5,803回でした。

実 績

(単位：人)

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数	5,844	6,351	5,762	5,803

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み ①	426	423	421	417	421
確保目標量 (健診回数 (①×14回))	5,964	5,922	5,894	5,838	5,894

サービスの確保方策

● 0歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を妊婦健康診査の対象者数として見込み、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。

- ・実施場所 医療機関委託による妊婦健康診査
- ・実施体制 母子健康手帳交付時に受診票を交付
- ・検査項目 国の示す標準的な検査項目
- ・健診回数 14回
- ・その他 委託医療機関以外の受診は、扶助費で対応

(14) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業

現 状

本事業は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供（副食の提供に限る。）を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市町村がその一部を補助する事業です。

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み	60	60	60	60	60
確保目標量	60	60	60	60	60

サービスの確保方策

- 幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、生活保護世帯、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。
- 60人を見込み、実費負担分を援助していくものとします。

(15) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

サービスの確保方策

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、保育園・認定こども園（保育部）を利用する人は必要な手続きはありませんが、認定こども園（教育部）は、保育の必要性があつて預かり保育を利用する人のみ、幼稚園は全ての人が手続きをする必要があります。また、保育の必要性があつて認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたって全ての人が手続きをする必要があります。

給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

(1) 岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進）

現 状

本市では、平成 23 年度に「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、3 歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現を図るため、岩倉型の幼保連携を進め、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する等公立と私立の施設が一体的で質の高い幼児期の教育・保育の提供を進めてきました。

また、岩倉型の幼保連携の一環として、民間経営による認定こども園の開設を促進し、平成 27 年 3 月までに計 3 園が開園されるに至っています。

施策の方向性

- 幼児期にある子どものいる保護者をはじめとした市民に対して、認定こども園としての質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、保育園や幼稚園との違い等について、広報紙や利用者支援事業等を通じて十分に周知していくよう努めます。
- 岩倉型の幼保連携と公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の提供を実現するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議等での情報共有、保育園と幼稚園・認定こども園の園児交流等の充実に努めます。
- また、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成等保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との交流・連携に努めます。

(2) 一元的な組織体制による教育・保育の一体的な提供

現 状

幼児期の教育・保育は、就学後の基礎を養う重要なものであるため、その充実を図るとともに、小学校等とも連携して、子どもの成長段階に応じて円滑に教育・保育環境を提供していくことが必要です。そこで、教育・保育の一体的な提供に取り組んでいく必要があるとの観点から、平成 27 年 4 月に組織機構改革を行い、福祉部に所属していた児童家庭課を子育て支援課に改名するとともに、教育部に組み込み、部名を教育こども未来部とし、幼児期の教育・保育

及び就学後の教育に関する担当部署を一元化しました。

施策の方向性

- 引き続き、教育と保育が同一部内という一元的な組織体制により、教育・保育の一体的な提供に努めます。

6 その他の子ども・子育て支援施策

6-1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現 状

産後の休業及び育児休業後の年度途中の保育園入園については、定員に対する利用状況により可能となっています。しかし、通常は年度当初において、3歳未満児では定員を満たしていることが多くなっており、3歳未満児の年度途中の保育園入園は難しい状況となっています。

アンケートにおいても、育児休業後に職場復帰した時期について「年度初めの入園に合わせたタイミングだった」と回答している人が平成25年の調査では約6割でしたが、平成30年の調査では7割強になっていることから途中入園が厳しくなっている状況がうかがえます。

働きながら子育てをしている保護者に対して、産後の休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施していくため、公私立の保育園や認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園が連携してその環境を整備していく必要があります。

施策の方向性

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業に入る保護者や休業中の保護者に対して、市ホームページ等により各施設の利用状況に関する情報を提供していきます。
- 子育て支援センターで実施する利用者支援事業において利用者支援員を配置し、各施設の利用状況についての情報を集約するとともに、年度途中の入園に関する情報提供及び相談を行います。
- 施設整備については、令和元年10月に小規模保育事業所が開設し、19人定員が増えました。また、令和3年度には保育園の定員枠の拡大が予定されており、これに伴い、0～2歳児の定員が計30人増えることとなります。これにより、年度途中の入園ニーズにも対応していくものとします。

6-2 子どもと親の健康の保持・増進

(1) 妊婦や母親、子どもの健康の保持・増進

現 状

子どもやその母親の心身の健康の保持や増進は、その後の子どもの成長に大きく影響するものでありとても重要です。しかしながら少子化や核家族化等に伴い、妊娠や出産、子育てに対する知識や経験が乏しく、教えてくれる人が周りにいない状態で親になる場合が多くなっています。各種健康診査事業や健康教室、相談等の実施により、子どもと親の健康の保持と増進のための取組をさらに充実していくとともに、地域で子育て家庭を支える環境づくりが求められています。

施策の方向性

①各分野間の連携による母子保健施策の推進

- 安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりや子どもの成長期における健康づくりのために、保健、福祉、医療、教育等の各分野間の連携により、母子保健施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

②妊婦及び母親の健康の保持・増進

- 適切な食習慣、運動等の生活習慣が妊娠時及び生涯を通じた健康づくりにつながるため、妊婦や乳幼児を持つ母親に対して生活習慣病予防について啓発を行います。また、がん検診、歯科健康診査等を受診勧奨し、健康づくりや生活習慣病予防への意識の向上を図ります。
- 母親等が育児に不安を抱いたり孤立することなく、適切な育児が行えるよう、乳幼児健康診査や各種教室、育児支援活動等の様々な機会を通して早期の段階から相談や支援を行います。

③子どもの健康の保持・増進

- 新生児期及び乳児期の早期に子どもの発育・発達、栄養状態、生活環境等を把握し、疾病を予防し、健やかな発育を支援するために、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。
- 乳幼児の成長発達の確認、疾病等の早期発見や適切な支援等を行うため、乳幼児健康診査を実施します。また、未受診者に対しては訪問等により発育発達の確認や保健指導に努めます。
- 免疫力の弱い乳幼児を感染症等の疾患から守るため、予防接種を実施します。また、予防接種に関する正しい知識の普及と情報提供に努めます。
- 乳幼児が歯口清掃や食習慣等の基本的な歯科保健習慣を身につけるために、幼児歯科健康診査や教室を実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。また、就学前児童や小学生への歯科保健指導についても保育園、

幼稚園、認定こども園及び学校と連携し実施します。

- 乳幼児期から正しい食習慣を身につけ、子どもの健やかな発育・発達を促進するために、子どもの年齢に応じた栄養指導に努めます。また、保健推進員や食の健康づくり推進員の協力のもと、正しい食生活の普及に努めます。
- 乳幼児にとって安全な生活環境を確保するために、乳幼児健康診査や教室等での事故予防の啓発や子どもの救命講習会を実施します。

④地域で子育て家庭を支える活動の推進

- 子育て中の母親が一人で育児に関する不安や負担を抱え込まない環境づくりのため、母親同士の交流や地域で仲間づくりの輪を広げるきっかけとして、保健センターと子育て支援センター、保育園や幼稚園等の相互連携により育児支援活動を推進します。
- 保健推進員や民生委員児童委員等の協力のもと、地域での子育て支援活動を促進します。

(2) 未熟児養育医療費及び不妊治療費等の助成制度の周知

現 状

平成 25 年度から未熟児に対する養育医療費の給付が県から各市町村へ権限移譲され、申請書を市の窓口に提出することになりました。利用者が限定されるため、必要な市民が本制度にアクセスできるよう引き続き情報提供に努めていく必要があります。

また、不妊治療は経済的にも精神的にも負担が大きいため、それらの負担の軽減が求められています。

施策の方向性

- 未熟児養育医療費に関する制度について、保健センターや広報紙等を通じて情報提供を行っていきます。また、退院後には、養育を支援していく体制をとっていきます。
- 不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する一般不妊治療費助成制度を引き続き進めるとともに、その周知に努めます。また、愛知県が行っている特定不妊治療費助成制度（体外受精・顕微授精が対象）の周知に努めます。

6-3 子どもの支援に専門的な知識及び技術を要する場合の愛知県の施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

現 状

本市においては、家庭児童相談室や子育て支援センター、保健センターの各種健康診査等において、育児相談や子どもとその保護者への支援のための体制を整え、児童虐待の発生防止や早期発見等の対策に努めています。

児童虐待を早期に対応するため、関係部署・機関の実務担当者によるケース検討会議を開催し、問題事案についての意見集約と対応方針を決定し、その家庭に対し必要な指導、助言等を行っています。また、児童虐待の通告があり、緊急性が高い場合には児童相談センターにつないできました。

子どもが健やかに安心して育つ環境を整えるために、地域と連携し、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防することが重要です。また、児童虐待の早期発見、早期対応、的確な対応を行うために、地域、関係機関等の連携を強化していく必要があります。

施策の方向性

①関係機関との連携及び岩倉市における相談体制の強化

- 保護者の育児に関する不安を少しでも緩和するため、子育て支援センターや家庭児童相談室、保健センター等において育児等に関する相談を行います。
- 県が実施する児童虐待等に関する研修、講習会等への職員の参加等を通じて資質の向上、体制の強化を図ります。
- 要保護児童等対策地域協議会において、児童虐待に関する情報共有、防止対策方針等について組織的な対応ができるよう関係機関の連携強化を図るとともに、要保護児童等対策定例会議を開催し、情報交換や個別事案の検討等を行います。
- 家庭児童相談室及び関係機関との実務担当者によるケース検討会議を必要に応じ開催し、意見集約と対応方針を迅速に決定します。

②児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

- 児童虐待の発生予防のため、母子健康手帳交付、乳幼児健康診査・歯科健康診査、乳幼児健康相談・こども発達相談等の母子保健事業や赤ちゃん訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする親子や妊婦の家庭を早期に把握します。
- 児童虐待の早期発見のため、民生委員児童委員、主任児童委員等の地域の協力により見守り体制を強化します。

- 児童虐待の通報窓口について、広報紙や様々な機会を通じて市民周知を図ります。
- 児童虐待の早期発見、早期対応等のために、引き続き、保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、学校、児童館、放課後児童クラブ等の関係部署・機関との緊密な連携を図ります。また、保健センターを通じて医療機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携を図ります。

③社会的擁護施策との連携

- 母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、女性相談センター等の関係機関と連携し、その活用を図るとともに、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもへの適切な対応

現 状

これまで、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに適切に対応するため、子どもと親の相談員やスクールカウンセラーを小中学校に配置し、子どもやその保護者が悩みの相談を受けられる機会を整えてきました。また、令和元年度には児童生徒を取り巻く人間関係や家庭環境の問題の解決を目指して関係機関等と連携して、支援を行う専門職であるスクールソーシャルワーカーを学校教育課に配置しました。

さらに、被害に遭った子どもについては、関係機関の定期的な見守りの実施及び児童相談センターのカウンセリングを必要に応じて実施するとともに、関係機関とケース検討会議を開催し、情報共有・対応の検討を行ってきました。

引き続き、被害に遭った子どもの心のケアを行える体制の充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するケアを十分に行うために、児童相談センター、学校、その他専門機関等との連携を強化し、カウンセリングの機会の充実に努めます。
- 引き続き学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラーを配置し、「学校へ行きたがらない」、「学校で人間関係がつかれない」、「いじめられているかもしれない」といった悩みを抱える子どもや保護者からの相談に対応していきます。また、引き続き学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもに関わる様々な問題に対して関係機関等と連携しながら解決を図ります。

- 家庭児童相談室と、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童館、放課後児童クラブその他の関係機関との連携によりケース検討会議を開催し、個別ケースへの対応・支援方策を検討するとともに、関係機関における情報共有を図る等相談及び支援体制の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭に対する生活支援

現 状

平成 27 年 10 月 1 日現在、本市の 18 歳未満の子どもがいる母子・父子家庭は 250 世帯となっています。平成 22 年の 280 世帯に比べると少し減少していますが、平成 7 年から比べると 16.4%増となっています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことになるため、その負担も大きく、また、地域の中で孤立することもあり、社会的、経済的、精神的にも不安定な状態になりやすくなります。また、経済的な負担は、以前は母子家庭の課題として考えられていましたが、雇用状況が不安定な中で父子家庭においても課題となっています。

現在は、母子・父子自立支援員による相談事業やひとり親家庭等日常生活支援事業等を実施するとともに、その周知に努めています。今後も、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境をつくるために、ひとり親家庭への相談及び支援体制の充実、支援施策及び情報提供の強化を図る必要があります。

施策の方向性

- 子育て期のひとり親家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業や子育て短期支援事業、母子・父子自立支援員（平成 27 年度に母子自立支援員を改称）による相談窓口、児童扶養手当や医療費助成等の情報について、広報紙や相談窓口、保育園・幼稚園等を通して定期的に周知を図ります。
- ひとり親家庭に対する自立支援、職業能力の向上、求職活動に関する支援等のために、引き続き母子・父子自立支援員を配置するとともに、研修の参加等により母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。
- 相談窓口、広報紙等により高等職業訓練促進給付金等事業及び自立支援教育訓練給付金事業について周知し、事業の活用を促進するとともに、より達成可能な自立支援プログラムを作成するため、ハローワーク等の関係機関との連携の強化を図ります。
- 保育及び放課後児童健全育成事業の利用について、ひとり親家庭への配慮を行います。
- ひとり親家庭が日常の悩みを相談しやすい環境をつくとともに、関係機関との情報交換及び情報の共有に努めます。
- ひとり親家庭が地域の中で孤立することのないよう、ひとり親家庭同士の交流

機会の提供等に努めます。

(4) 障がい児の健全な成長の促進

現 状

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもは等しく生きる権利を持っており、健やかな成長を支えていく必要があります。

本市では、障がいの原因となる疾病や発達の遅れ等を早期に発見し、早期に対応するため、各種健康診査や新生児・乳児訪問を行うとともに、必要に応じて保健師や作業療法士による相談・指導の実施や療育・医療機関につなげています。

また、心身の発達に遅れのある子どもが、保護者と一緒に通う母子通園施設として子ども発達支援施設「あゆみの家」を設置しており、「あゆみ教室」として児童発達支援事業を実施するとともに相談機関としての役割も担っています。あゆみの家の利用希望が多くなっているため、「プレあゆみ教室」、「なかよしあゆみ教室」として療育・相談の機会の拡充に努めてきました。

教育・保育サービスについては、7つすべての保育園で統合保育を実施するとともに、保育の質を高めるため、保育士の各種研修への参加、作業療法士による指導、幼稚園教諭との合同研修等の取組を進めています。また、放課後児童クラブにおいても、障がいの程度や家庭環境等を考慮して受入れを行っています。

今後は、保護者への適切な支援が行えるよう、保育士や幼稚園教諭、児童厚生員等のさらなる資質向上を図るとともに、障がい等を発見した後、保護者を継続的に支援する体制の充実が求められています。また、保育園や幼稚園、認定こども園への入園を希望する障がい児の受入れ体制のあり方を検討していく必要があります。

施策の方向性

①障がい等の早期発見と早期療育

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防、障がいの早期発見及び治療の推進を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上、学校における健康診査等を実施します。
- 就学前の乳幼児を対象に実施しているあゆみ教室での児童発達支援事業において、言語療法と作業療法、音楽療法等の療育プログラムの充実に努めます。また、プレあゆみ教室、なかよしあゆみ教室として、療育・相談の機会の充実に努めます。
- 健康診査事後指導教室として、「めだか教室」、「こめだか教室」を実施し、必要に応じ療育指導へとつなげていきます。

②障がい児の教育・保育等の充実

- 保育園や認定こども園、幼稚園への障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受入れを進めるとともに、認定こども園、幼稚園での受入れを働きかけます。
- 障がいの多様化に対応するとともに、一人一人の障がいの程度や特性、成長の段階に応じた適切な保育を行うため、保育園や認定こども園等への専門職による巡回指導や研修による職員の知識向上を図ります。
- 障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受入れについては、引き続き、障がいの程度、家庭環境等を考慮した中で、関係機関と連携しながら受入れの推進に努めます。

③相談支援体制等保護者支援の充実

- 障がいのある子どもの障がいの程度や特性、成長の段階に応じて、保護者や家族が適切に子育てを行うことができるよう、保健センターやあゆみの家、家庭児童相談室等において、早期に適切な相談が受けられる体制や保健指導を充実します。
- 乳幼児期から児童期に至る段階まで、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一人一人に合わせて継続的に支援する一貫した総合的な取組を推進します。
- 障がいのある子どもの保護者が就学前から気軽に相談できる早期教育相談を継続して実施します。
- 障がいのある子どもがいつでも誰からでも同じ支援が受けられるように、子どもの成長や生活の変化を客観的な情報として記録していく「岩倉市サポートブック」の活用を促進します。
- 児童発達支援センターの整備を検討します。

④必要な生活支援の実施

- 障がいのある子ども等の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、年齢や障がい等に応じた専門的な医療、福祉サービス等の提供を行います。
- 発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、あゆみの家において児童発達支援事業を実施します。また、あゆみの家の施設・機能の充実に努めます。
- 医療的ケアを必要とする子どもの相談があった場合は、医療的ケア児支援の協議の場で支援体制を検討します。

⑤障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり

- 地域において、発達障がいを含む障がいについての理解を深め、障がいのある子どもやその家庭に対する差別や偏見をなくすため、適切な情報の周知を行い、助け合える地域づくりを促進します。

(5) 外国につながる幼児への支援・配慮

現 状

本市における外国籍市民は、平成21年度に至るまで増加傾向にありましたが、リーマンショック等の影響を受け減少し、平成24年度以降はほぼ横ばい状況が続き、その後の景気回復もあって、ここ数年は増加基調にあります。平成31年4月時点で2,509人、全市民に占める割合は、5.2%となっており、県下でも外国籍市民の割合が高い自治体となっています。

このうち、子どもの状況を見ると、0～5歳の外国籍の子どもは116人（0～5歳の全市民に占める割合4.7%）、6～11歳の外国籍の子どもは139人（6～11歳の全市民に占める割合5.9%）と外国籍の子どもの割合も、全市民に占める外国籍市民の割合と同程度となっています。

外国籍市民が多い状況に対して、外国人サポート事業としてポルトガル語のできる職員を雇用し、市役所の窓口での通訳や市政資料の翻訳等を行ってきました。

また、広報紙によるポルトガル語の情報提供やホームページの音声読み上げシステムの導入等、外国人が生活しやすい環境づくりに努めてきました。

さらに、学校では、「岩倉市日本語・ポルトガル語適応指導教室」を中心として、各学校において学習指導、生活指導、進路指導等の点で保護者との連携に努めています。

施策の方向性

- 就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- 就学前施設に関して総合的な相談が可能な行政窓口運営に努めます。また、子育て支援センターで実施する利用者支援事業の一環として各施設の利用状況についての情報を集約するとともに、通訳のできる職員を適宜派遣することによって外国籍の保護者等の相談支援に対応します。

6-4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

現 状

平成30年度に実施した岩倉市子ども・子育て支援に関する調査では、父親が就労している割合は、ほぼ100%です。一方、就労している母親（産前休業・産後休業、育児休業中を含む）は6割を超え、しかも前回調査（平成25年度）の結果よりも就労率は高まっています。また、現在就労していない母親についても2割以上の人が1年以内に就労したいと回答しています。

国においては、職業生活と家庭生活の両立を支援するために、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、平成24年7月からの改正育児・介護休業法の全面施行等の取組が進められています。また、「すべての女性が輝く社会づくり」を唱え、その実現のため、平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を施行し、令和元年5月には、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置を義務付けること等を柱とした女性活躍推進法を改正しました。

しかしながら、前述の調査において、父親の育児休業の取得率は2.5%（平成25年度は、1.3%）にとどまっており、取得できなかった理由として「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ約30%となっています。母親についても育児休業の取得率は平成25年度よりも約10ポイント高まって72.8%となっているものの、希望する時期よりも早く職場に復帰していることがわかっています。

誰もが職業生活と家庭生活を両立させ、豊かな生活が送れるように、行政、企業、市民が一体となって取り組んでいくことが求められています。

施策の方向性

①仕事と子育てが両立できる子育て支援事業の充実

- 働きながら子育てをしている保護者をサポートするため、保育及び放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を充実します。

②企業における仕事と子育ての両立を進めるための支援の充実

- 女性、男性にかかわらず育児休業等の取得を促進するために、事業主や従業員に対する育児休業制度等の周知と普及啓発を進めます。
- 市内事業所に対して、愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録、あいちワーク・ライフ・バランス賛同企業等子育てや仕事と家庭生活の両立に関する認証制度等の周知を図り、その取得を促進します。

③仕事と子育ての両立を支え合う家庭・地域づくりの推進

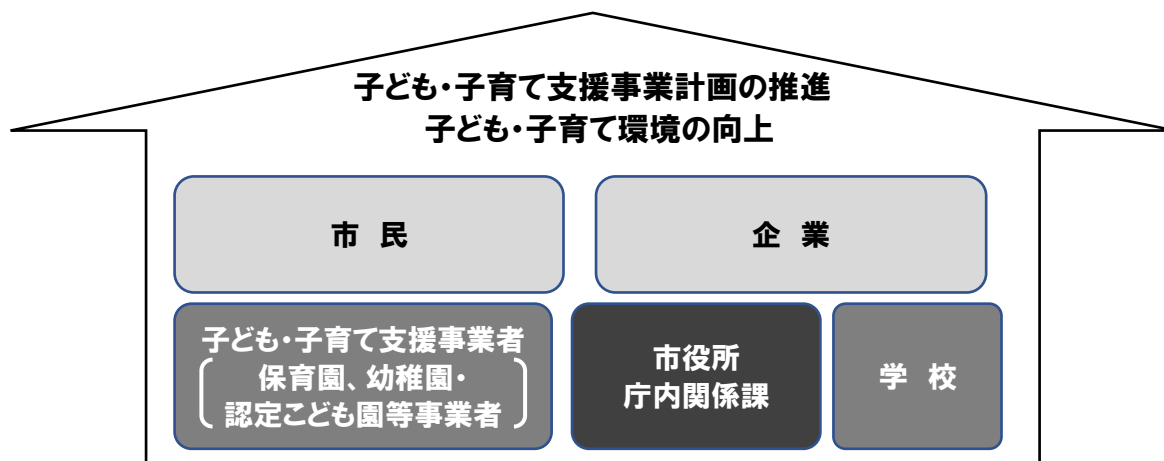
- 妊娠や子育てに関する知識の普及や子育てへの父親の参加を促進するため、夫婦での参加や男性を対象とした出産・育児について学ぶための教室・イベントを開催し、男性の積極的な家事・育児への参画を促進します。
- 子どもを見守り、仕事と子育てを両立する家庭を地域全体で支え合う環境をつくるため、多世代で交流できる機会の創出や子育てに関する地域活動を支援します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

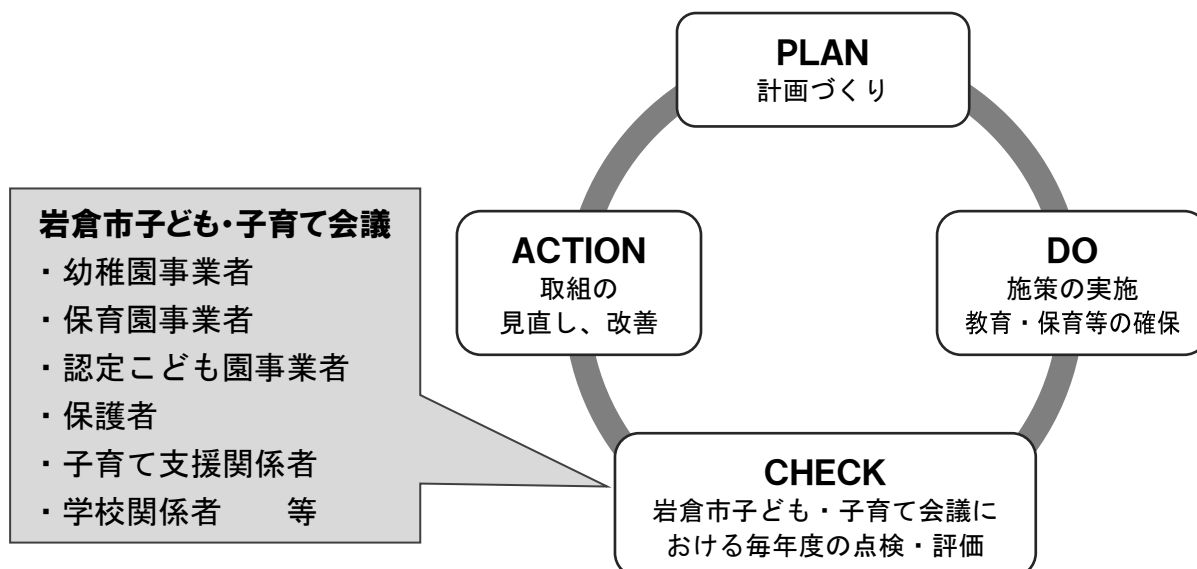
本計画の推進にあたって、関係部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、幅広く意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応しながら、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。



2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において毎年度施策の進捗状況を調査し、把握します。また、岩倉市子ども・子育て会議において、その進捗状況等を点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。なお、計画内容については、必要に応じて見直すこととします。



参考資料

岩倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく岩倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもに関わる機関又は団体の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育こども未来部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

岩倉市子ども・子育て会議委員名簿

	役職名	氏名	備考
会長	愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科 准教授	渡邊 眞依子	
会長職務代理	愛知県子育てネットワーカー	宮川 美樹	
委員	岩倉北小学校 校長	尾関 俊徳	平成30年度
委員	岩倉南小学校 校長	高木 辰也	令和元年度
委員	岩倉幼稚園 園長	町田 竜介	
委員	認定こども園ゆうか幼稚園 園長	中島 正資	
委員	社会福祉法人曾野福社会 理事長補佐	廣中 大雄	
委員	岩倉市小中学校 PTA 連合会 会長	小野 誠	平成30年度
委員	岩倉市小中学校 PTA 連合会 副会長	池田 哲也	令和元年度
委員	認定こども園 岩倉北幼稚園 PTA 会計監査	安長 美季恵	
委員	認定こども園 ゆうか幼稚園 保護者代表	野瀬 さやか	平成30年度 令和元年度 (8月まで)
委員	認定こども園 ゆうか幼稚園 保護者代表	宮田 弘美	令和元年度 (9月から)
委員	認定こども園 曾野第二幼稚園子どもの庭保育園 保護者代表	栗林 優子	
委員	保育園父母の会連絡会 会長	小林 麻衣	
委員	岩倉市学童保育父母の会連絡会 会長	高宮 佐和子	平成30年度
委員	岩倉市学童保育父母の会連絡会 会長	西出 香奈	令和元年度

【事務局】

教育こども未来部 子育て支援課

計画策定の経過

平成 30 年度	
平成 30 年 8 月 23 日	平成 30 年度第 1 回岩倉市子ども・子育て会議 ○会長、会長職務代理者の選任 ○岩倉市子ども・子育て支援事業計画の概要及び進捗状況報告 ○第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画策定の検討
平成 30 年 10 月 16 日	平成 30 年度第 2 回岩倉市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援に関する調査の検討 ○放課後の過ごし方に関する調査の検討
平成 30 年 11 月～12 月	岩倉市子ども・子育て支援に関する調査の実施 平成 30 年 10 月 1 日時点で、岩倉市に居住する 0 歳～5 歳の子どもがいる保護者全員を対象に実施 放課後の過ごし方に関する調査の実施 岩倉市内の小学校に在籍する小学 1 年生～5 年生までの児童の保護者全員を対象に実施
平成 31 年 2 月 21 日	平成 30 年度第 3 回岩倉市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援に関する調査結果【速報】報告 ○放課後の過ごし方に関する調査結果【速報】報告 ○小規模保育事業所の開設について ○放課後児童クラブの定員変更について
令和元年度	
令和元年 5 月 20 日	令和元年度第 1 回岩倉市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援に関する調査結果報告 ○子ども・子育て支援事業計画策定にかかる推計の検討
令和元年 8 月 22 日	令和元年度第 2 回岩倉市子ども・子育て会議 ○幼児教育・保育の無償化の報告 ○幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業（副食費）の報告 ○岩倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告 ○子ども・子育て支援に関するニーズ量等の見込みの検討 （教育・保育、放課後児童健全育成事業）
令和元年 9 月 1 日	子ども・子育て講演会&座談会 講演テーマ「幼児期に育みたい力とは」
令和元年 10 月 21 日	令和元年度第 3 回岩倉市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て講演会&座談会の報告 ○第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和元年 12 月 5 日	令和元年度第 4 回岩倉市子ども・子育て会議 ○第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和元年 12 月 24 日 ～令和 2 年 1 月 23 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 21 日	令和元年度第 5 回岩倉市子ども・子育て会議 ○第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果報告 ○第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）の承認

第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 岩倉市

編集 岩倉市教育こども未来部子育て支援課

〒482-8686

愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5810 (直通)

